

兼良の源氏学の形成

——二条家の秘説から『花鳥余情』へ——

伊 井 春 樹

要 旨 兼良は『花鳥余情』（文明四年十二月）を著作するにあたって、数多くの資料を利用したのであろうが、その一つに文明二年三月に相伝した二条家伝来の、為家撰とする「紫明抄」ほかいく種かの秘説集があった。彼はこれらの説から、必要と思われる注記を『花鳥余情』に撰取していくとともに、相伝した中にすでに存在していた「三ヶ条口伝」と「十ヶ条口伝」を併せて、十三ヶ条からなる「花鳥口伝抄」を文明三年三月に編纂し、伝授の形式を確立した。『花鳥余情』完成後は、それをさらに整理して、十五ヶ条の『源語秘訣』を生み出したのである。今川範政も兼良以前にこの秘説集を『源氏物語提要』に用いたらしく、引用された内容から推定すると、現存本は部分でしかないと思われる。これらのことから、兼良の源氏学の形成には、二条家の学説が大きく関与していたことが知られるのである。

一 はじめに

古典文学研究の歴史の中でも、源氏物語ほど長い伝統を持ち、質量ともに豊富な解明を試みられた作品は、まずほかに見あたらないであろう。源氏物語研究の軌跡が、そのまま国文学の研究史を形成し、思想史の展開をあとづけるといつても過言ではない。

院政期から始められた研究の歩みは、今日まで宮々と持続され、源氏物語に関する書物だけでも、まさに汗牛充棟の観を呈していると言える。だがそれらの膨大な量の研究書が、いずれもひとしなみに意義を有するのではなく、各時代において新しい方法を開拓した著作は、おのずから数が限られてくるであろう。源氏釈(伊行)・奥入(定家)・紫明抄(素寂)・原中最秘抄(光行・親行)・河海抄(善成)・花鳥余情(兼良)・細流抄(実隆)・玉の小櫛(宣長)などと、いくつかの代表的な書目が、すぐさま想念に浮んでくる。先人の到達した領域からさらに抜きん出るために、それぞれの研究者はいく多の苦勞を重ねながら、物語と取り組んだはずである。

数多い源氏物語の注釈書が、どのような過程を経て成立したのか、またその間に用いた資料は何であったのかになると、どれ一つとして必ずしも明らかになってはいない。一朝一夕に注釈書が生み出されることはあり得ず、自説のように主張されている解釈にしても、今日では埋もれてしまった典拠が実は存在していたかも知れないのだ。注釈書の歴史は、旧説を集成統合して撰取するとともに、不要は切捨てて自説を加えるという繰返しであった。しかし、パテントの明確ではない過去においては、どこまでが著者のオリジナルな説なのかになると、にわかには弁別判断することが困難である。困難という理由によって、新たに出現した注釈書を、著者の独創的な営為とみなし、時代的意義を評

価して研究史や思想史の一齣にすぐさま加えるには、大いに危険がともなうであろう。隘路はあるにしても、一つ一つ篩にかけて注記の性格を見きわめ、真に著者の苦渋してたどり得た説を知ることが、源氏物語享受史の内実をすこしでも実りあるものにするはずである。

ここに取上げようとするのは、室町期における研究の新しい方向を打出したとされる『花鳥余情』についてであり、その成立にいたる先行資料の解明である。研究史に占める『花鳥余情』の位置は高く、後世にはかり知れない影響を与えた注釈書として、無視することのできない存在である。ところが兼良の源氏物語研究は、どのようにして形成されたのかということになると、皆目検討がつかないし、またそういった考察を抜きにして、従来『花鳥余情』の時代の意義が取りざたされたきらいがあると言える。しかし、兼良とて社会から超脱した研究者ではあり得ず、過去の伝統を継承しながらも歩を進めた人物であつてみれば、彼の作成した注釈書には、注記された以外にも依拠した資料がいくつかあつたはずだ。その一つに、これまで知られていなかった二条家の源氏秘説がある。

兼良は、『花鳥余情』の中で二条家の秘説を用いたことを一言も語らない。不注意に漏らしたのではなく、自説に転化してしまつてゐるとの認識が、そうさせたのである。これは兼良一人に限らず、他の注釈書の出現においても当然考えられることであろう。当面は『花鳥余情』の注釈に埋没して姿を隠していた二条家の秘説を掘り起こし、兼良の源氏学の形成を知るとともに、注釈書の成立する背景を探つていこうと思う。

二 『和歌秘書集』所収の源氏秘説

刈谷図書館に『歌秘雑集』（村上文庫）と称する三冊本が蔵されており、そのうちの一冊には内題に『和謔秘書集坤』

と記される。⁽¹⁾さらに一丁めくると、「外題之覚」として、この巻に納められる書目を列挙するが、それを示すと、

伊勢物語極理灌頂撰上

同中

同下

源氏物語七箇秘事

同三ヶ之伝授

源氏秘蘊和秘抄

源語秘訣 十五ヶ別勘三ヶ之大事

源氏紫明抄

とある。右の目次以外にも、本文には「源語秘訣」(十五ヶ条伝授付「三ヶ之大事」と十四ヶ条からなる補入と思われる細字の注記が続けられるのを見ると、この本ではおもに源氏物語の秘伝書集成がもくろまれていたのであろう。

ところでここにまとめられている秘伝書には、為家の撰だとか二条家の伝流だとかする注記がなされており、しかも一部にはきわめて偽書の匂いのある内容が盛り込まれているため、にわかには信じがたい注釈書だと言えそうである。

だがこれらの書が兼良に伝えられたと記され、しかも『花鳥余情』と緊密な関係にあるのを知ると、為家に仮託した偽書として簡単にかたづけられるわけにはいかなくなる。どこまで信じてよいものか、また兼良の源氏学にどれほど関与しているのかを思いめぐらしながら、以下一つ一つの秘伝書について順を追って検討を加えていくことにしよう。

初めの「源氏物語七箇秘事」には、「源氏を以前々現在の人に比する事」以下七ヶ条が、すぐ続いて「源氏物語三ヶ之伝授」には「揚名介」「三か一」「とのるもの、袋」が記され、その後に伝来についての識語が加えられる。

A (1)右三ヶ之伝授、以二条家嫡々相伝授之畢、努々不可有外覧者也、(ママ) 願阿在判撰政良基閣下

(2)右之伝来之三ヶ之秘訣并十五ヶ条之伝授、別紙有之不残之畢、可為袖珍者也、

堯孝法印 在判

(3)右源氏物語秘訣不残写之畢、尤不可出書櫃者也、

紹巴 在判

(4)右一卷之秘授尤可為袖玉者也、

寛永十五年二月下旬

桑樹山人実晴 在判

地下三人

続く「源氏秘蘊和秘抄」などにも、それぞれ巻末に長い伝来の事情が示されているので、ついでに一括して列記しておこう。

B 源氏秘蘊和秘抄

(1)此物語之秘事は、民部入道の口授をもて伝来し、今日までの秘蘊努々他見有べからずと也、

禪閣兼良

冬良参

(2)此一巻者一条禪閣之秘説、尤以家之重宝不可過之者也、

宗養

(ママ)
肖桂老

右伝来

宗養——宗碩——永閑——栄雅飛鳥井權大納言入道——覚勝院——心敬——能純——紹巴——昌叱——玄旨細川——景行院八条

也足軒——中院実晴——西園寺

右極秘抄以懇望伝授書写畢、

延宝五歳孟冬上旬

C 源語秘訣

(1) 唯伝一子之書也、不可出閫外、付属中納言中將(ママ)

文明九年二月吉日 老衲覚恵後成恩寺

(2) 此一冊密々以懇望申請左大將家本後成恩寺書写之、縦雖為親昵之人、曾以不可免披見之由、懸春日大明神 住吉

玉津嶋等明神所相誓也、永可存此旨者也、

文明十八年四月廿四日、

正三位行權中納言兼侍從藤原朝臣在判

右道遙院也卅二歳

(3) 此秘抄往年以件奥書之本書写校合之、而今源孝子浅井左馬助所望之間、源氏物語一部講席之功後、感其懇志付与此別

勘、是為補愚之短才也矣、

慶長戊申仲秋十一日 也足叟在判

(4) 此秘抄奥書之趣見右、寛文丁未小春念五

円順叟在判

(5)寛文十二壬子年臘月下旬、右奥書之以誓懇望書写之畢

D紫明抄

(1)此一部五卷之紫明抄者、民部卿為家入道之自故黃門口授之秘奥也、此物語之重宝歌林之良材也、
文明二年三月下旬写之畢、

北岸主人兼良

(2)右之秘抄懇望以誓令書写訖、
一条殿

延宝五年孟冬下旬、

E源語秘訣(十五ヶ条伝授)

(1)右一卷者此物語之秘訣、随分之袖珍也、可秘々々、

一条兼良 桃花老人 在判

(2)此一卷者当家代々重宝、尤可秘者也、

文明三年仲夏下旬

冬良在判

(3)文明十二年二月十二日、禅閣一条殿以御自筆秘本密々令書写畢、可秘々々、不可有外見者也、藤拾遺判

(4)右一卷以覚勝院僧正御本令書写畢、可秘々々、十住心院心敬判

右のうちCの「源語秘訣」は、いわゆる兼良の一般に流布する十五ヶ条の秘伝書で、文明九年に冬良に伝えられた一本の系統を示している。またAを除いては、巻末にいずれも兼良の名を見いだすのは注目すべきであろう。

まず、Aの識語は「三ヶ之伝授」だけに付されたことばのようであるが、その前に位置する「七箇秘事」も、一緒に重ねられて伝えられたのではないだろうか。内容的には、あとの「紫明抄」や「十五ヶ条伝授」などとも共通する

ものを含む。それはまた別に問題にするとして、ここで知られる新たな事実は、「三ヶ之伝授」が二条家の嫡流に相伝され、やがて南北朝期の頼阿に、続いて二条良基・堯孝・紹巴の手へと受け継がれたとすることで、歌学の系統からいっても、この二条派の伝授の経路は正しいであろう。頼阿が「三ヶ之伝授」を受けたのは、歌の師とした二条為世からであろうし、また頼阿に師事した良基に秘説が伝えられるのは、自然のなりゆきと言える。

(2)の堯孝は頼阿の孫の堯尋の子だが、ここでは「三ヶ之秘訣」に加えて「十五ヶ条之伝授」もすべて相伝したと記す。良基の周辺で、「三ヶ之秘訣」のほかにも別に当時流布した「十五ヶ之秘訣」が併され、セットにして伝えられたであろうか。堯孝の次に記されるのが(3)の紹巴だが、この両者の間にはあまりにも時間的な隔たりがあるので、直線で結びつくのではなく、まだいく人かの人々の手が介在したはずである。なお、神宮文庫本の『源氏三箇大事』には紹巴が三ヶの秘説を他に伝授したとの識語があるし、九州大学図書館蔵『二条冷泉古今伝』の巻末に三ヶ条を記すのを見ると、二条家にこのような秘説が早くから代々伝えられていたとするのは、信憑性があるとも考えられよう。

次のBは、民部卿入道為家の「口授」であって、それが兼良まで伝えられたとしているからには、二条家に相伝された秘説であったことが予想され、Aとの密接な関連がしのばれてくる。本文の末尾には、

この物語のうちの秘訣これに過(ぐ)べからず、とみにも口外に出すべからずと也、三ヶの秘事、紫明抄にのせ侍る所明白也、猶重(ね)て秘訣をつたふべしと云々、

と記されており、明らかに「三ヶの秘事」と結びつくだけではなく、「紫明抄」とも関係してくるらしい。ここで述べる「紫明抄」は素寂のそれではなく、この書に収められている為家撰の秘伝書の謂である。「秘蘊和秘抄」は、真偽はともかくとして、為家から兼良へ、さらに冬良へと伝えられた後、宗養・肖桂老(肖柏の誤写か)の手を経て、以

下長々と伝来の系譜が示されるが、このあたりになると人物の年代が前後入り乱れていて、にわかには信じられない。Cは兼良の著作であることがはっきりしているのでDにうつると、この「紫明抄」五巻は、為家が父定家から庭訓を受けた「口授」の秘説であつて、「物語之重宝、歌林之良材」であると述べる。すると、Bで為家の「口授」としていたのは、この書と同じく定家から伝えられた内容であつたと知られてくる。為家以後二条家に秘藏され、やがて文明二年(二四七)に二条派の歌人でもある兼良へと伝えられたというのだ。

最後のEの「源語秘訣」(以下「十五ヶ条伝授」と称する)は、Cの「源語秘訣」とはまったく別の内容で、十五ヶ条のほかにも、巻末に「三ヶ条の大事」が付される。冬良の識語にこの秘説が「当家代々重宝」と記されるのは、二条家に伝えられたことを意味するのであるうか。Aには二条家相伝の「三ヶ条之秘訣并十五ヶ条之伝授別紙」が、良基の手を経て堯孝へと受け継がれたことが記されていたが、そこで言及された「十五ヶ条之伝授」とは別紙にありとすること、このEの秘説を指しているのではないかと思う。そうするとAの秘説も、識語に加えられてはいないもの、良基から孫の兼良へと伝えられた可能性が充分考えられ、冬良の「当家代々重宝」のことはも首肯されてくるのである。

冬良がEの書を手にしたのは、文明三年仲夏(五月)下旬とあるため、兼良は当然それ以前には相伝していたはずで、その時期は「紫明抄」と同じく文明二年三月下旬であつたとみなしてよいであろう。冬良の後、この書は文明十二年二月十二日に三条西実隆へと伝えられたわけだが、この事情を記す識語は、「口伝抄」の巻末に記される、

文明十二年二月十二日、以禅閣一条殿御自筆秘本密々令書了、可秘云々、不可有外見者也、(書陵部蔵「源語秘訣」付載本)

とするのと、まったく一致する。冬良が「口伝抄」を伝授されて書写した日と、偶然にも同じ日に、実隆は冬良から

Eの「十五ヶ条伝授」を借りて写していたのだ。それにしても別種の本の識語が、表現まで重なることなどあり得ないので、冬良は「口伝抄」のほかに、実隆の依頼によって当家伝来の「十五ヶ条伝授」も書写し、巻末には同じ文言を記したと考えた方がよさそうである。実隆はその書写本を手にした後、冬良のメモの末に自署したのであろうか。

このように奥書を見ていくと、ここに収められているのはいずれも兼良に伝えられたか、彼の著作した秘説の集成であると言えそうで、しかもCを除いては、孤立した秘伝書ではなく、相互に関連した伝来の事情を有しているのだ。総合すると、定家の秘説を為家がへ口授し、その後二条家に伝えられて、頼阿・良基・堯孝などの手を経、やがて兼良の所有するところとなったというのであろう。それは文明二年三月のことで、『花鳥余情』の出現する文明四年十二月よりも二年数カ月前であった。

三 秘説の性格

「紫明抄」から取りあげていくと、これは識語にも「此一部五卷之紫明抄」と記されていたように、第一(桐壺——若紫)・第二(末摘花——賢木)・第三(篝火——若菜下)・第四(総角——宿木)・第五(宿木——東屋)と五卷に分けられ(宿木巻は両巻にまたがる)、各巻頭に「民部卿藤原為家撰」とした後、十数項目ずつの注記が総計八十例並べられる。五十四帖でこれだけの項目数だから、巻によっては注記をまったく持たないなどかなりのかたよりが見られるが、これが本来の姿なのか、ほかに脱落を想定すべきなのかは、今のところ判断がつかない。

「紫明抄」の注記を追っていくと、項目の傍に細字で「十五ヶの伝授」と記されているのを見いだすが、これを拾い出すとその示す通り十五ヶ条を数えることができる。八十項目のうちでも、この十五ヶ条は特別の秘説として伝授

されていたのであろうか。

兼良の周辺の秘伝書には、このように三・七・十五といった数字でまとめられた秘説が、いくつか別々に伝えられていたようだ。しかもそれらが内容的に重なっているのは、互に無関係な存在ではなく、伝授される過程で、グループ化されて派生していったものと考えられる。次に具体例をあげてみよう。

○七箇秘事

桐壺の事、局五つ有、その内此桐壺の当女は更衣と云也、則高明公の御母也、なべて壺も多けれど、更衣を桐壺に置給ひ、それをあいし給といふも、もと桐は鳳凰のすむものにて、しかも鳳凰は天子の徳になずらへ、聖代にあらはる、ものなれば此心也、

○十五ヶ条伝授

桐壺の帝の御事

なべて壺も多けれど、更衣を桐壺に置給ひ、それを愛し給と云も、もと桐は鳳凰のすむ所にて、しかも鳳凰は天子の徳になずらへ、聖代にあらはるれば、これにて意得^{コ、ロ}べき事也、

「七箇秘事」の初めに余分な叙述が付加されている以外は、この両者の注記内容は一字一句にいたるまでと言ってよいほどの同一表現を見せる。

○紫明抄所引十五ヶ条

交野の少将は、藤原敏行になぞらふる事也、此としゆき好色人にて物がたりなどもあり、但シ上は好色にて、下は実なる人也、交野は河内国交野郡を領せしゆへ也、

○十五ヶ条伝授

交野の少将の事

藤原のとしゆきをさせり、交野ひめは右近が事をいへると心得べし、いたつて好色にして、しかも内意は実なる人と也、

「交野の少将物語」のモデル論について、両本とも藤原敏行を示すが、説の当否はともかくとして、これは他の注釈書にはまったく見いだされない特異な位置にある。ついでながら巻末に記される十四ヶ条の細字注記にも、「交野の少将藤原敏行は、河内国交野が知行所ゆへにいふぞ」と見え、この一連の秘説と緊密な関係にあることを示している。このようにあげていけば、説明の表現は異なるものの「七箇秘事」「十五ヶ条伝授」「紫明抄」の三者は別種の秘説であり得ず、派生した根元は同一であつたと知られるであらう。

「紫明抄」にマークされた「十五ヶの伝授」だけが、他の秘説と共通するのではなく、それ以外の注記においても、取り出していけばいくらかも重なりを見せているのだ。「紫明抄」の冒頭には、「以源氏準拠昔人事」として、

一 光源 光孝天皇御童名也、

一 源光 西宮左大臣高明童名也、

一 六条院 河原左大臣源融君を六条院申せし也、

一 須磨の浦に勅勤ともなくて左遷の事は、在五中將のあづまにまかれしと書たる物語の風情也、

一 六条院こもりませし事、白居易の盧山のふもとに草堂をしめしにもかたどれり、

一 罪さのみならで讒にあい、あしきさきなどはしたなくあたられし事、舜の事も引出つべく、屈原・管承相などの事も用ゆべし、

などといくつかの準拠論が展開されるが、この説は「七箇秘事」の「源氏を以前々現在の人に比する事」と、「十五

ケ条伝授」に見える「以源氏比前々現在人事」(この両注記はほとんど文章表現も一致する)とに記される内容と、何ら変りはないのだ。ただ説明の方法が、「紫明抄」のように項目ごとになされるのではなく、

御名を光君と申せしは、光孝天皇の御おさな名を源の光と申せしに比する、(中略)六条院と申奉りしは、唐にては白樂天盧山の草堂に有しに比せり云々、

といったように、一続きの叙述となっているところが違っていると見えよう。

もはやこれ以上例示するまでもなく、識語で考察した結果と同じく、注記内容からみても、兼良著作とされる「源語秘訣」以外の秘伝書は、いずれも深いつながりがあるのだ。定家の庭訓を為家が筆録したとするのは、そのまま信じられないにしても、二条家になんらかの源氏秘説が歌学とともに相伝されていたことは、当然予想してよいであろう。その伝授されていた秘説は、為家撰とする「紫明抄」や「三ヶの大事」などの類であつたろうが、二条家内部において神秘性をさらに高めるために、七ヶ条とか十五ヶ条のセットによつて、特別の価値が付与されたに違いない。「紫明抄」などから別体系の秘説を派生させる際、全面的に依拠したり、部分的に抜出して新たな説を加えることもあつたのであろう。「紫明抄」の注記に見える「十五ヶ条の秘事」だけを別冊仕立てにすれば、それで立派な秘伝書が完成するのだ。『和歌秘書集』に集められた兼良周辺の秘説の多くが、このように表現にいたるまで一致するのは、さかのばれば共通した資料にもとづいているためと言うほかはない。

ここで、一つだけ触れていなかった「秘蘊和秘抄」についてすこし述べておきたい。これは注釈書ではなく、わずかに三丁からなる解説書で、伝説的な内容を多分に含んでいる。叙述を追っていくと、まず「光源氏など名のみことごとしくものし侍るは、いづれの代のいづれの人もさだかならず」と書き始められ、(一)桐壺帝は延喜天皇に、源氏は源高明を模したとする準拠論が記される。以下(二)紫式部は幼少より高明の邸に仕えて親しんでいたため、左遷の時

は須磨の浦まで見送り、別れを惜んで、

聞てだに心づくしのたびなればなをさだめにしむかしさへうき（「家の集」にありとするが出典不明。後に述べる「別本紫式部日記」を指すか。）

の歌を詠んだこと、(三)上東門院の所望により石山寺に参籠して、高明と式部自身を物語化したこと（「家の集」）、(四)高明は帰京後随身の惟親に萩の戸のあたりで殺されたが（日記に見えたり）、この事件は惟光が光源氏を刃で殺害した準拠であること、(五)雲隠六帖は「よからぬこと」が記されているため「物語の恥辱」だとして、後白河院の時焼き捨てられたが、ただ志のある者にだけは（口訣）として伝えられたこと、などといった荒唐無稽な説が語られるのである。

この秘伝書について詳述するいとまはないが、「七箇秘事」に「不可信用之」としながらも、

左大臣のつまは六条みやす所也、此みやす所のいきりやうが高明にはあたらす、臣下の惟行（「惟親」ともする）に当り、ものくるわしう成て高明をころし奉りしと也、

と見えるし、「紫明抄」にも、

惟光に害せられ給て雲がくれしたまふ事は、西の宮の左大臣の隨身惟親に害せられたまふにかたどれり、

とする。卷末の細字注にはさらに詳しく記されているが、これらをあわせると、高明の北の方（六条御息所）が生霊となつて臣下の惟親にとりついたところ、彼は気が狂つて主人を宮中で切り殺してしまった。この事件を模して、六条御息所の怨みが同じく生霊となり、惟光にのりうつて気を狂わせ、光源氏を殺害させる物語に仕立てたというのだ。これが、今では焼失した雲隠巻の内容であつたともいうのである。

高明は安和二年（六九）三月に九州の太宰権帥として左遷させられたが、二年後の天禄二年（七三）十月二十九日に

は、許されて都に召し返されることになった。太宰府へ使者がすぐさま遣わされ、高明は翌三年四月二十日に上京したのである。しかし、彼はもはや政權とは無縁な存在であつたらしく、山城国葛野郡の別邸でただ余生を送るだけで、『日本紀略』によると、天元五年(九三三)十二月十六日に寂しい六十九年の生涯を終えたのだつた。

このような晩年の歴史的事実を引くまでもなく、右の秘説に記された高明にまつわる怪奇な殺害事件は、あろうはずもないことで、しかもそれを光源氏の運命にあてはめて雲隠の巻に物語られたとなると、あまりにも現実離れしすぎていふと言えよう。しかし、こういった伝説がまことしやかに綴られているのは、この書の著者が創作したというのではなく、傍流の秘説として一部で伝えられていたことによるのであろうか。

「秘蘊和秘抄」には、紫式部は高明のもとに幼少の頃から出入りしていたため、「夜の宮づかへ」⁽³⁾までも許す仲となり、左遷の折には別れの悲しさ故に須磨の浦までついて行つたとする。この説は実は「別本紫式部日記」⁽³⁾にも見えており、それによると石山寺に参籠した紫式部が、湖水の月明りを眺めながら回想するシーンとして、

高あきらのきみ帥にさすらいおはせしころ、をくりまいらせて御名残をしみまいらせしは、すまよりあかしの浦づたひなりき。こよひの空のけしき、みづうみの面て、さながらながしのうらめきて云々、

と記されているのだ。彼女は高明に従つて須磨・明石の浦までもさすらつていき、その思い出が石山寺で執筆し始めた須磨巻につながるといふのである。両者は明らかに関連しており、共通する祖本からの派生説と考えられるであろう。

「七箇秘事」では、これからさらに発展した須磨・明石巻成立の解釈を示す。

高明播州へ御行の時、紫式部も御供故に須磨・明石の事を具に書たり、殊になさけの深かりしかば、難忘事の次に顕す也、

ここでは、高明は左遷の途次に寄つたのではなく、〈御行〉として須磨・明石の浦へ出かけ、紫式部も同道したというのだ。楽しい旅だっただけに、彼女としても忘れられない思い出として、後年の物語執筆に際しては、迷うことなく筆が進んでいったのであろう。高明と紫式部の須磨行きの説だけが、前後の文脈からは切離されて強調され、物語での描写が詳細であることの理由づけにしようとしているのだ。

このように、『和歌秘書集』には一つ一つの独立した書として収められてはいるものの、ある説は重複し、またある説はより成長した姿を示していて、相互に緊密な関連のあることを知るのである。それが、いずれも兼良の周辺に集められていたのだ。

四 秘説の形成と展開

源氏物語の秘説が取り沙汰されるようになるのは、研究の進展と無縁ではない。『雪月抄』（『長珊聞書』所収逸文）には、〈揚名介〉について「堀河院の御時、匡房卿しるし申されけるむねありときこゆ、しかれ共、其儀しれる人すくなし」と記すのによつて、院政期において多くの人にはすでにその実体が見失なわれていたことが知られるであろう。物語の成立から時が経過すればするほど、書かれていることばや事物は疎遠になっていき、研究者でなければ容易に理解できなくなってくるのは、当然のなりゆきである。

『原中最秘抄』の識語によると、光行は『水原抄』の作成に際して、後京極良経・久我通光・後徳大寺実定・藤原俊成といった当代有数の有識者と「悉被合力談申」したという。その後親行が注釈書としての形態を整え、死後はさらに義行（聖覚）が整備していったらしいが、その折も「文博訪有識門普談歌仙家」といったことがなされて、難義

の諸注集成がはかられたようである。このように、〈揚名介〉説に限らず、当時数多くの難義が存在し、それらを保持しておくことが、源氏研究家としての權威を高からしめていたらしいのだ。

花園天皇の皇太子時代に源氏物語の〈論談〉が催された折、その席で「わかむどほり・たみしかはら・しはふるひ人」といった語句の解釈については、「以親行之説被用難儀之支證」たようである。それは「当道之光花、吾家之眉目」とするよう、河内家にとつては名譽あることであつた。さらに「於揚名介者学此道輩雖惟多、当方之外伝深奥之説者頗稀者歟、其故者後京極撰政家以御秘説被授下光行之時蒙条々御庭訓畢」と記すのを見ると、〈揚名介〉説についても親行説が採用されたい。それもそのはずで、後京極撰政家から光行がじきじきに伝授された由緒正しい秘説であつて、これを知っているのは「頗稀者歟」というのだから、これだけでも研究者として存立し得る理由となるであらう。

無名抄や徒然草などに引かれる「へますほの薄」についての登蓮法師の逸話は、秘説の相伝に關して興味ある資料を私たちに提供してくれる。彼は「渡辺の聖」からその本意を聞いて、「いみじう秘蔵」していたというのだ。登蓮とても、聖からたやすく伝授されたのではなく、それ相当の懇望があつて許されたはずで、秘説を受けた彼も、その知識を保持することを一つの特権として誇示したのである。無名抄によると、長明は第三代の弟子として伝え習つたと言ひ、さらに、「和歌の習ひ、かやうの古事を用ゐるも、又世の常の事也。人周く知らず。みだりに説くべからず」と、秘伝思想を開陳する。

光行・親行・義行と、河内家の源氏研究者たちは、それぞれ独自の注記の解明を試みただけではなく、有識者からの難義・秘説を導入することによつて、自家の注釈書を次々と増補させていった。その体系化が『水原抄』なり『原中最秘抄』として出現していったのだが、こうなれば多くの難義の解は、河内家の説として天下に登録されることを

意味したであろう。登蓮法師のように、難義を秘蔵することによって、パテントが河内家の所有として人々の容認を受けるにいたったのである。それだからこそ、〈揚名介〉の秘説にしても、もとを正せば後京極摂政家から相伝されたものとはいえ、親行が鎌倉右大臣家などの物語の師範になったのに触れて、これを「吾家之秘説」と公言することができたのであった。こういった難義が、中世の家の確立と秘伝思想に支えられて、秘説としての地位を主張するようになるのだ。

同じ頃、河内家とは対立する御子左家の為家も秘説の保持者として、世間ではその存在が許されていたようである。⁽⁴⁾
『原中最秘抄』によると、

親行云、為家卿被申侍しは、源氏にはとのゐ物の袋・くむえ香の事、殊なる難儀歟、全文不覚悟云々、(総合)

と、為家はへとのゐ物の袋〈くむえ香〉に関して、難義であると考えていたらしい。それまでの注釈ではほとんど問題にされていなかったにもかかわらず、この時代になると実体が不確かになり、諸説乱れていたために、為家は難義説を持ち出したのであろう。また〈揚名介〉についても、

九条前内府仰云、此事源氏物語一事に不限撰家之秘事也、予自故殿并松殿相伝両説なり、而為家卿於彼物語尋七兼殿 後京極殿 師家殿
箇不審之時至揚名介一事者、猶以不許秘説、是依有口伝也云々、^{二二}

と、鶴大臣(九条前内府基家)の話が引かれており、それによると、兄の光明峯寺殿(道家)が後京極良経や松殿師家からそれぞれ二つの説を相伝した後、さらに為家にもそれを含む〈七箇不審〉を申し入れたところ、この一事に關しては〈秘説〉の公開を断られたという。道家の為家に提示した〈七箇不審〉とは、たまたま読解する過程でその数の難義が起ったまでなのか、それとも七ヶ条の秘説がセットになって一部で伝えられていたのか、具体的な内容は分らない。それはともかくとして、為家が当時秘説の伝授者として認められていたことは、これ一つによっても確かめ

られるであらう。

『奥入』に「揚名介」について、「此事源氏第一難儀也」と記されていたように、容易に知り得ない事柄であった。源氏物語の解釈上の問題としてだけではなく、「撰家之秘事」でもあったのだ。だからその実体を知りたく思う者にとつては、秘説の保持者に頼み込んで伝授してもらうしか手はなく、しかも家々によって異なるとなれば、一人だけの説を聞き知ったからといって、けつして安心はできないのである。道家のように、良経と師家の両説を手にしたほかに、さらに権威のある御子左家の説を求めようとしていたことによつて、秘説に対する熱情のほどが知られるであらう。

親行は続いて後深草院が冬平に求めたこと、円明寺実経が冬平の説に反論したことを記し、

私云、揚名介事京極中納言家并宮内卿伊行朝臣、其外古来家々異説如斯、而所見未詳、ゲツマヒラカナラシニアウノ於当深奥説者依為殊秘事所戴別紙也、スレ

と綴っている。「家々異説」は古来いくらもあるというのだから、一般の者にとつてはどれが正統なのか、その秘説の保持者をまず選定することが前提として横たわっていたのだ。知りたいながらも、たやすく聞ける説は比較的信頼性が薄かったであらうし、かといって御子左家や河内家の説は容易に伝授されなかった。嚴重な資格を有し、その上部の限られた者にしか知らされないとすれば、秘説と言いながらも半ば公開されたその他の解釈は、いくら与えられても一時の気安めにしかすぎなかつたであらう。非公開の秘説の存在が、人々の知識欲を飢餓状態に追いやり、それが一層その保持者の研究者としての地位を高める結果になっていくのだ。

親行は、世間に流布する「揚名介」の解釈をさも嘲けるように、「異説如斯」とつき放し、いくら諸説が提示されたところで「所見未詳」と、それらがいずれも当を得ていないことを断言したうえで、「当深奥説」の存在を明かす

のである。しかも、河内家の秘説集成ともいうべき『原中最秘抄』にすら「深奥説」を記さないで、「依為殊秘事所載
別紙也」というのだから、その神秘性はなおさらのこと高まっていったであろう。^{レ二}

源氏物語研究者としての地位を持続させるためには、研究者相応の見識をそなえておくのはもちろんだが、それ以外にも大切なのは、秘説を人にたやすく伝授しないことであつた。秘すことにこそ、秘説の生命が存在したのだ。もし他に伝授するとなれば、それは秘説の尊厳さを継承し、その家の権威を保持する者へのみ許されたであろう。この河内家の注釈書は、光行・親行・義行(聖覚)・知行(行阿)と親子四代にわたつて伝えられ、さらにその後二条良基へと書き与えられたことが、巻末の識語から知られる。その過程においても、親行が宗尊親王などの「物語之御師範」になつたことや、知行の時代に忠房親王との子弟契約により『水原抄』を見せたことなどによつて、秘説が部分的に伝えられたであろうが、それは河内家の権威を高めこそすれ、すこしも損うものではなかつた。

河内家には、その後家の学問を継承する有力な人物は出現しなかつたが、御子左家の方はそうではなかつた。俊成・定家と続いた源氏研究の蓄積も、為家の時代には難義から秘説へと確立し、さらに中世の秘伝思想に支えられて、その財産は着実に増えていったであろう。『嵯峨のかよひ路』によると、飛鳥井雅有は為家の源氏物語の講釈を聴聞し終えた後、次のような感想を記している(文永六年十一月二十八日の条)。

あるじのいはく、大納言(為氏)いまだこれほどくはしくうけをしたることなし。いはんや、源氏さたせず。

又こと人はた、かくこまかにさしたる人、むかしもいまもきかず、ありがたきよし返くしきだいせらる。大方は、源氏にも古今にも、ふしんのこる所くあれど、外はなきに同じければ、これほど我国のさいかくある人はあらじとおぼゆ。

為家は謫男の為氏にすら、雅有に開陳したほどの詳細な講釈を、全巻にわたつて教えたことはなかつたらしい。彼

自身も聞き及ぶ限りにおいて、過去にもこれまで詳しく物語を講釈した例は一向に知らないという。また、「源氏にも古今にも、ふしんのこる所／＼あれど」というのは、雅有が聞いていて理解し得なかったというのではなく、最重要の秘説にいたっては、どうしても伝授はタブーであったことを意味するのであろう。

為家によって源氏物語への眼が開かれた雅有は、その後「親行之門弟」となり、河内家の説の撰取にもつとめていたようだ。〈門弟〉とあるからには、物語の講釈を受けていたはずで、彼は当代の二大研究家の説を、またたくの間に手中に収める幸運を得たのである。しかし、為家のもとではいくつかの〈不審〉が残ったが、親行に従っていてもやはり河内家の最重要な秘説は、明らかにされなかつたらしい。『隣女和歌集』(巻四、自文永九年至建治三年)をみると、河内入道覚因の許へ揚名介事とひ侍とて

君ならで誰にか問む夕がほの花のあるじはしる人もなし

返事

夕良のはなのあるじも白露の置忘にし袖ぞぬれそふ

といった、〈揚名介事〉に関して雅有の親行に懇望して、婉曲に断わられた贈答歌が収められている。雅有がいかに知りたく思っても、家々の秘説の壁はやはり厚かつたといえよう。

雅有が為家の講釈を聴聞したのが二十九歳の年で、それからほどなく親行のもとに入門し、〈揚名介〉の伝授を請うたのが三十二歳から三十七歳の頃であった。彼の源氏物語への研究心は一層増すばかりであつたらしく、弘安三年(三三〇)四十歳の折の日記である『春能深山路』によると、「二条大納言入道すけすゑ(資季)の卿のもとにむかひて、日本紀・源氏の物がたり、なんぎども、また出仕かたのことども、日ぐらしたづねきて」と、〈難義〉の解明に力を注いでいたことが知られる。雅有が教えを受けた為家や親行の周辺には、〈難義〉〈秘説〉が横溢していながら、それら

の知識が容易には獲得できなかったため、彼は機会のあるごとに人に尋ね求めて、自分なりの秘説集成をはかろうとしたのであろう。彼の長年の努力が実つたらしく、弘安四年十月六日に東宮伏見院の御方で、〈難義〉を中心とした源氏論義が催された折、召し寄せられた学者八人のうちの一人に数えられ、しかも「三のくらゐ藤原雅有なん源氏のひじりなりける、これは君も臣もみなゆるせるなるべし」（弘安源氏論義）という、第一人者としての評価までも得るにいたつたのだ。

雅有の同時代の高い評価は、〈難義〉や〈秘説〉を多数保持するとともに、伝授者としての立場にあつたことを意味しているのであろう。河内家と御子左家の説を吸収し、その上新たに収集した秘説をも抱え込んだ雅有は、両家と拮抗ないしはそれ以上の権威者として存在していたのだ。そのほかにも、質や多寡の違いはあるとはいへ、まだいく人もの〈難義〉や〈秘説〉の保持者がひしめいていたことは、これまで示したのによつても知られるであらう。注釈史上、雅有の生きた時代は、過去の系譜につながらない研究者がもつとも多く続出する趨勢にあつたと言えそうである。それ以後になると、師説相承という固定した枠内での研究が、大勢を占めてくるようになるのである。

五 兼良の秘説の継承

為家や親行を中心とした時代において、源氏物語の権威者であるためには、〈難義〉や〈秘説〉を多数保持しておくことが要請されていた。それだけ当時の人々の関心が、もっぱら〈難義〉や〈秘説〉の解明に向けられていたのであり、そのことが諸家の説を隆盛させる原動力ともなつたのである。

為家のもとでも俊成以来の研究の積み重ねの結果として、当然のことながら秘説の集成がはかられていたであらう。

しかも御子左家では、〈揚名介〉に関して、道家の求めにもかかわらず厳然とした態度で伝授を拒否していることから想定すると、〈秘説〉には公開・非公開の区分が存在していたと考えられるようだ。阿仏尼が娘の紀内侍に与えたとされる『乳母のさうし』には、

源氏をば、なんぎもくろくなどまで、こまかにさたすべきにて候へば、おぼめかしからぬ程に御らんじあきらめ候へば、なんぎもくろくおなじくこからびつにいでてまいらせ候、(類従本)

と記すのを見ると、彼女は〈難義〉の集成本を所持していたらしく、しかもそのコメントとして、源氏物語を学ぶ上においては必須の知識であるとする。

阿仏尼は晩年の為家の身辺の世話をして、ともに嵯峨に住んでいたようで、〈女あるじ〉と呼ばれていることから分かるように、妻としての彼女の立場の重さが知られるであろう。為家とは二十数年の生活であるが、その間種々の和歌や古典の教えを受けたらしく、やがて彼女なりの研究が確立するにいたる。雅有が文永六年に為家から源氏物語の講釈を聴聞した折、

(九月)十七日、ひるほどにわたる。源氏はじめんとて、講師にとて、女あるじをよばる。すのうちにてよまる。まことにおもしろし。よのつねの人のよむにはにず、ならひあべかめり。わかむらさきまでよまる。

と、阿仏尼は〈講師〉の役割を果たしている。「ひるのほど」から「よにか、」るまでの、わずか半日で桐壺巻から若紫巻まで進むのだから、かなりのスピードで読んでいったらしい。「よのつねの人のよむにはにず」とあるので、彼女は一種の〈源氏読み〉の継承者であつたと思われ、その読むあい間あい間に、為家の講釈が加えられたのであろう。もちろん一語一語の解釈ではなく、大意を把握したうえでの、〈難義〉に関する説明などがなされたのに違いない。

為家の開陳した〈難義〉は、当然のことながら阿仏尼の所有となり、それが『乳母のさうし』に見るように、女

房の教養として娘の紀内侍にも手渡されることになったのであろう。為家の源氏学は阿仏尼の冷泉家だけに伝えられたのではなく、二条家や京極家にも量的な多寡は別にして、それぞれ継承され、その正統性が争われたはずである（『延慶両卿訴陳状』他）。だが、具体的にはどのような秘説なり注釈書が、為家以後の家々に継承されたのかになると、それを明確に証する資料は今日残されていない。

『一条家秘抄』（東北大学図書館蔵狩野文庫）を見ると、第一冊目（乾）の内題に「古今集伝授冷泉二条両家切紙」として上下合冊の目録が続き、そのあとに伊勢物語・大和物語・源氏物語（三ヶの大事）・徒然草・東鑑の秘説を集めた「付録五巻」が記されている。この付録とする秘説も、二条・冷泉両家の切紙によるのか、あるいは兼良の説なのか、このあたりはつきりした書き方ではない。〈坤〉冊には、表紙の見返しに第一冊目にも見られる「一条禅閣兼良切紙之書」の覚書きがあり、内容は〈付録〉に記された説が再録され、その他に「花鳥口伝抄」と「口伝抄」の二種の秘説が収められる体裁となっている。これと同本ないし類本は、何本かまだ見いだしているが、そのうちの二本の例を次に示しておこう。『一禅付録』（彰考館蔵）は右の『一条家秘抄』の第二冊目に相当するが、題簽には〈全〉とするように一冊本である。ただ、表紙裏に〈原本外題〉として、後人の朱筆で「一条禅閣兼良公御秘作付録下」と記されているのを見ると、もともとは二冊本だったらしい。もう一つは『源氏物語之伝』（東大寺図書館蔵）で、題簽には「一条冬良公撰」とする一冊本である。先ほどの伊勢物語以下の五種のほかに古今集が加わり、「以上六伝本数六冊」と目録に記され、『一条家秘抄』などと同じ内容が並べられる。

一条家に伝えられたとする秘伝書のうち、明らかに兼良の手になったと思われるのは、「花鳥口伝抄」と「口伝抄」で、「徒然草之伝」の〈もかうの伝〉には「一条禅閣兼良公の自筆には、あしの御簾の上べりを布にて云々」と、〈帽額〉に関する彼の説も引かれたりしているので、かなり後に成立したのも収められているらしい。もちろん二条家・

冷泉家から、兼良の秘説集成の意図のもとに継承されたのもあつたはずである。兼良がある時期に古今集等の秘伝書をまとめた折、『花鳥余情』の別勘とも称すべき「花鳥口伝抄」や「口伝抄」も一つに併せていたのを、冬良が他の秘説も加えて体裁を整えたのであろうか。『源氏物語之伝』で「一条冬良公撰」と記すのは、そのあたりの事情を物語っているのかも知れない。

ところで、源氏物語の〈三箇の大事〉とされる揚名介・宿直物袋・三ヶ夜の餅の秘説は、従来兼良の編著とされてきた。確かに兼良と緊密な関連があるし、この三秘説を含む『源語秘訣』が彼の著作であつてみれば、両者を結びつけるのは穏当なところであろう。『千鳥抄』の加持井本の奥書には、「後成恩寺三箇大事之外口伝条々」とあつた由であるため、兼良の作とする考えは早くから存在していたようである。しかし、『源語秘訣』のへとのみ物のふくろの条に、「揚名介、子のこの餅、とのみ物の袋、是を三箇の秘事といひつたへたり」と、伝聞のスタイルで記しているのを見ると、彼のオリジナルなものではなく、過去に伝えられていたのを利用したにすぎないとも言えそうである。そのうえ、『花鳥余情』の成立した文明四年(四七三)や『源語秘訣』の文明九年より二十年余りもさかのぼる、享徳二年(四四三)の奥書のある祐倫の『光源氏一部譚』(松平文庫蔵)に、「このやうめいの介は源氏三ヶの大事の一ツ也」(二三が一つ)これをぞげんじの三ツの大事のひとつと云」「このとのみ物ふくろを三ヶの大事の一つと也」と記されており、すでに三ヶ条の秘説の確立していたことが知られるのだ。

祐倫として過去の説を継承したままで、〈三ヶの大事〉のことばによってくくられた三ヶ条の秘説は、かなり早い時代に成立し、巷間に流布していたのであろう。『雪月抄』に匡房が〈揚名介〉に関して別に記したものがあつたように、すでに院政期において〈難義〉ないしは〈秘事〉としての取りあつかいがなされていた。『奥入』でも「此事源氏第一之難義也、末代人非可勘知事歟」と、物語中の最秘説であるとする態度には変りはない。内閣文庫本『紫

『明抄』の巻末に記される能成の素寂宛の書状によると、「抑揚名介・三日夜餅事、可被注由之状如件」と見え、鎌倉期にはこの二ヶ条の秘説が特に重要視されていたらしい。また、もう一つの〈宿直物の袋〉についても、『原中最秘抄』で秘説と認定されているので、〈三ヶ条の大事〉としてまとめられる要件はすでにそろっていたのである。

『水原抄』の別勘として示される『原中最秘抄』の項目は、すべてが秘説の位置にあるが、これは後世ほど整理されたものではなく、内容的にはかなり雑多な集成と言える。その後秘説は源氏物語の伝授において重要な役割をはたすようになり、秘伝思想のもとでより独立した存在としますます隆盛していくのだ。『河海抄』や『一滴集』を中心とする南北朝から室町期にかけての頃が、秘説の展開史上もつとも活況を呈したようである。それにつれ、数多く流布する秘説は、伝来の事情にもよるのであろう、いくつかのグループ化の現象が起ってくる。今川了後の『源氏六帖抄』には、「七箇の秘事、五ヶ条の大事などと云事を、今は不知人少歟」とあるし、今川範政の『源氏物語提要』にも、「物語の十ヶ条の秘事」(桐壺、無服殤の事)「物語の一ヶ条の秘事といへる説あり」(夕顔、きりかけだつ物)などと、いくつかのセットになった秘説が、伝授の対象ともなっているのだ。さらに、こういった現象は源氏物語に限らず、『源氏古今伝授書』(静嘉堂文庫蔵)他に見えるように、〈徒然草三ヶ条伝〉〈同五ヶ条の伝〉〈古今集三之口伝〉〈三鳥之事〉〈狭衣三ヶ条大事〉〈東鑑三箇有職〉等と、数えあげればいくらも取り出せる。このような時代的な趨勢のもとに、〈三ヶ条の大事〉も派生し、祐倫とか兼良へと伝えられたのであろう。

『岷江入楚』の「ねの子」の項目に引用される〈或抄〉によると、

此物語に三ヶ条の大事の内なればやうあらんかし、其三ヶ条やうめいの介・ねの子のもちひ・とのゐもの、ふくろ也、一条の禪閣などは、さらにいづれも大事にあらず、さりながら昔より秘説とあれば、あらはすべき事にもあらずとの給ひて、別にしるし給ふ也、

と記すのを見いだす。〈或抄〉の実体は今のところ分らないが、私は三条西家の周辺で作られた、かなりの量の注釈書だったと思つてゐる。⁽⁷⁾ここに示される兼良の〈三箇の大事〉に対する消極的な態度は、『源語秘訣』の中の「どの物のふくろ」の注記中に、「ことなる事もなきことを秘事がましくいへる也、今更云あらはさんもいかなげれば、別に是をしるすものなり」と表明するのによつてゐると思われ、これらの文脈から三ヶ条が彼の著作ではなく、〈昔より秘説〉として存在していたとする事実が知られるであろう。彼が秘説集成を企図した折、古来珍重すべき説として流伝していた三ヶ条を、一連の項目に加えて内容を整理したまでだったと言えそうである。

兼良は、〈三箇の大事〉をどのような経路から入手したのであるか。「実隆公記」の長享二年(四六)正月二十日の条に、「今日宗祇法師来、古今切紙、源氏三ヶ事等面授、自愛々々」とあるのをみると、三ヶ条の秘説は古今伝授と重ねられて相伝されていたようである。兼良も同じく古今集の秘説などともに手にしたのであるが、そのルート先は「一条家秘抄」などで見たように、二条派の継承者ではなかったかと思ふ。⁽⁸⁾『桃花蕊葉』に記される〈当家相伝〉の本の中には、二条家のものもあつたし、また彼の方から貸すこともあつたようである。両家の親密さが想像される。

彼は当時流布する〈三箇の大事〉のうちでも、正統とも称すべき二条家の説を継承した後、編集し直して自家の説に確立したのであらう。それを宗祇に伝授し、⁽⁹⁾やがて肖柏・実隆へと古今伝授の一つとして伝えられたものと思ふ。こゝといった背景を考慮すれば、〈三箇の大事〉は兼良の編著とみなされるだらうし、また一方では彼も秘説の相伝者の一人にしかすぎなかつたとも言えるであらう。

兼良が二条家ないしはその継承者から〈三箇の大事〉を受け継いだ可能性があるとする想定は、『和歌秘書集』の「源氏物語三ヶ之伝授」の巻末に記されていた、「右三ヶ之伝授以二条家嫡々相伝授之畢云々」とするのと重なつてゐるのだ。しかも『和歌秘書集』の秘伝書が、いずれも為家の説を基盤として派生しており、二条家相伝の説であつて

みれば、兼良の継承したのは〈三箇の大事〉に限らず、他にも及ぶと考える方が自然だと思ふ。

為家が秘説の保持者であったことは、これまでも見たように間違いない。『冷泉家草子目録』に「源秘抄、同語注」と記すのは、為家の周辺でまとめられた秘説が、その後増殖しながら冷泉家に相伝された内容であると想定することも可能であろう。同じように二条家にも伝えられたはずで、『古今為家抄』が為家の『為家序抄』などから、二条家末流の人々の手により種々の説が付加されて成立したとされるように、⁽¹¹⁾権威付けのために為家説に仮託された秘説が、『和歌秘書集』に見る蓄積となって出現するにいたつたのだ。このように解してくると、二条家から頼阿・良基などと伝来して、兼良の所有に帰したとする『和集秘書集』の識語は、無稽ではなく充分信頼のおける内容とみなし得るであろう。

兼良は『花鳥余情』を作成するため、かなりの量の注釈書や関連資料を収集したはずで、そうした中に二条家伝来の為家作とする数種の秘伝書も含まれていたのだ。彼はそのうちの〈三箇の大事〉を整理し、伝授の形式を確立させたのである。それとともに、彼の企図した注釈書に、有効と思われる注記は、次々と利用していったに違いない。これから解明していくように、二条家の秘伝書が、彼の著作に少なからず関与してくることになるのだ。

六 兼良の源氏講釈と注釈作業

兼良が源氏物語の研究史上重要な位置にある『花鳥余情』を作成し終えたのは、応仁の乱を避けて奈良に疎開していた文明四年（一四七三）十二月、七十一歳の折であった。源氏物語に関する著作はこれが初めてではなく、すでに二十数年前の宝徳元年（一四四九）十一月には『源氏和秘抄』が、享徳二年（一四五五）六月には『源氏物語年立』などがあり、世間

における研究者としての評価は高かったであろう。これと平行して、彼は求めに応じて各所で源氏物語の講釈を催しているのが、当然のことながら講義用ノットが存在していただろうし、回を重ねることに改訂・増補の手が加えられていったであろう。

文安元年(一四四四)二月三十日、康富は一条邸で催された兼良の〈談義〉を初めて聴聞しに出かけていった。

予朝食以後早出了、参一条殿、源氏御談義令聴聞、今日初所参入也、乙女卷被始遊之、至中程、大納言殿御方・日野前大納言・正徹書記・冷泉中持持為朝臣・同少将為富・常光院堯孝僧都・北面定衡・隨身兼任・大夫史篤忠朝臣・季長朝臣・盛長朝臣・宗砌、其外発起禅僧遁世者等、济々参候之、予聊遅参、(康富記)

兼良の源氏物語の講釈の現存する記録としては、もつとも古い例であろう。この日に少女巻が読み進められたといふのだから、桐壺巻が始められたのは、すくなくとも前年であったはずだ。康富は講筵に遅参したようだが、でかけてみると〈済々〉と記すように、兼良を中心にして数多くの才人たちが集まっているのだ。正徹・冷泉持為・堯孝・宗砌などといった面々が、兼良の講釈に参集していたことを記すこの記事は、文学史上においても貴重であろう。

講釈の記録は、以後三月六日・十二日・四月五日・十一日・二十九日・五月四日と見えるが、日記の内容は「参一条殿、源氏御談義也、承之」などある程度で、初めて参加した時のように出席者についてはまったく記さなくなる。これはほとんど聴聞者が固定していたため、毎回記すまでもなかったのであろう。ここで注目されるのは、〈常光院堯孝僧都〉の登場で、彼は源氏物語の講釈を聴聞するため、親しく兼良邸には早くから出入りしていたらしいのだ。『和歌秘書集』所収の秘伝書が、堯孝以後兼良に伝えられたであろうと述べていたが、源氏物語の古典研究という一つの絆で結ばれている事実は、右の想定をより確実にするはずである。

『源氏和秘抄』が作られたのは、巻末の識語によると「宝徳元年霜月の中の五日」であった。どのような事情のもの

とに執筆されたのか分らないが、注釈書の意図としては、「河海・水原・紫明などいふ抄は、ことひろきにより」て初心者にはたやすく理解できないことをおもんばかり、

ひとふしあること葉の心えがたく侍るを、あらく／＼此一帖にしるしあらはして、みちにいる物のなかだてとし侍り、

というのである。これは謙辞などではなく、事実『和秘抄』の内容はおよそ九百語句を取り出し、入門者用にごく簡単な説明をほどこしているにすぎない。それでも後に出現する『花鳥余情』の基盤となる要素は全体的に見ることができし、〈揚名介〉以下についても、〈三箇の大事〉とまではないが、三ヶ条に限ってそれぞれ「秘事也」のことはを付している。

私はこの『和秘抄』の作成された背景に、「康富記」に書き留められていた五年前の源氏講釈があることを考えたく思っている。講釈の席において、兼良は必ずや説明するための手控えノートを所持していたはずで、それには新しい資料が発見されたり、語句の解釈が思いつけば、次々と書入れなどをしていったであろう。いわば兼良の源氏物語研究の財産が、講釈という「場」を経ることによって蓄積されていったのである。そのノートから彼は語句の解釈だけを抜き出し、分離して一冊の注釈書としての体裁を整えた。それが「源氏和秘抄」であったのだ。

兼良は初めての源氏物語に関する著作をして後、さらに意欲的に研究に励んでいったようである。それにつれ彼は数多くの文献を収集したことであろう。四年後の享徳二年には、『源氏物語年立』という新分野の成果をまとめた兼良は、ますます古典学者としての令名が世間に響きわたっていった。寛正二年（一四六二）十月五日には、後花園天皇の源氏物語講釈所望の内意が伝えられ、十一月二日から兼良は参内してその任務を果している（「大乘院寺社雑事記」）。当日は、將軍足利義政も聴聞するという榮譽にも浴することになった。高松宮家本源氏物語の桐壺巻の奥書によると、甘

露寺親長はその頃禁裏に蔵されていた耕雲本を借り出して転写していたようで、宮中においてなのでであろう、たまたま講釈のために参内していた兼良と出会ったようである。⁽¹²⁾

同(寛正二年)十一月七日禁裏御講尺^{兼良公}持参此本、一字無相違、

兼良が講釈のために持ち歩いていた本と、親長が書写した本とが一字の相違もなかったというのだ。当時兼良の所持する物語本文は耕雲本であつたらしく、それによつて講釈の席に臨んでいたようである。

「大乘院寺社雜事記」によると、禁裏における兼良の講釈は、その後十一月十日・寛正三年三月三十日・寛正四年八月二日と断片的に記されているが、どのような巻々が読まれていたのか、また五十四帖読破されたのかになると、まったく見当がつかない。しかし、こういった講釈の「場」を通して、兼良の講釈ノートは増殖していったはずだし、彼の周辺には次々と過去の研究書はもちろんのこと、秘伝書のたぐいも集まってきたであろう。

兼良は、『花鳥余情』の巻末に「愚応仁之乱初避上都、暫寓九条之坊、困敦之秋重赴南京」と記すように、応仁の乱による騷擾は一条室町の桃花坊にも否応なしに押し寄せて来、穏やかな研究生活などとても望めるような状態ではなくなつてしまつた。「源氏物語年立」の冬良の識語によると、「件正本応仁大乱於桃坊文庫為白浪奪取喻畢」^(一)架蔵本と、兼良の屋敷内にまで盜賊が忍び入るといふ、都の治安は乱れに乱れてしまつていた。彼は応仁元年の八月、京都のはずれにある九条の随心院門跡(門主は兼良の息の敵室)へ避難していたが、膨大な量の書籍を擁していた桃花坊は、翌九月に邸宅とともに焼失し、さらに戦場は拡大の一途をたどつていった。九条も安息の地ではなくなつたため、彼は(困敦)(十二支の「子」の異名で、応仁二年)の八月十九日、再び居を奈良の成就院(兼良の息尋尊の隠居所)へ移したのである。

兼良の蔵書の多くは、応仁元年の大火で灰燼に帰したようだが、そういったことの当来を恐れていたのであろうか、

一条家相伝の記録など六十二合は、早くから京都の光明峰寺に預けて置いた。奈良への疎開に際して、彼はそれらの蔵書を運んだとともに、一条室町から九条の随心院へ身を避ける折にも、日常利用するかなりの量の書物は、手放すことなく持ち歩いたであろう。だから奈良の地においても、兼良の当面の研究活動は、一応満足できる程度には行えたはずである。それとともに「大乘院寺社雜事記」によると、奈良の成就院には宗祇が東国から上洛して訪れたり（文明元年七月十一日）、宗祇などとともに連歌会を催したり（同年七月十三日）、義政の和歌の点の要請（同二年九月二十一日）、古今集の談義がなされたりする（同三年十月九日）など、かつての一条室町の邸宅で果されていた文学活動の機能が、失われることなく復活持続されていたのだ。戦乱に明け暮れる緊迫した日々ではあったろうが、兼良にとつてはしななければならない大きな仕事があった。座右から放すことなく持ち続け、いつも書入れていた源氏物語の講釈用ノートを、体系化して注釈書に仕上げるという計画である。

兼良が難をのがれて奈良の地に移住した折は、すでに六十七歳という老齢に達していた。彼にとつては、京都を離れざるを得なくなったことがとても信じられない悲しみであった上に、さらに追打ちをかけるように、長年蓄積した書籍が邸宅とともに焼失したニュースは、愛惜きわまりないものがあつたろう。都の古い文物が破壊され、思い出のある一つ一つが烏有に帰していく現実は、古典学者の兼良にとつて耐えられないことであつたに違いない。それは彼の命とて同じことで、早くから企図していた源氏物語の注釈書の作成を、果せないで終るかも知れないという危惧は、世上不穏な状況の訪れにつれ、ひとと身を感じたであろう。このような背景のもとに、奈良の成就院に身を落着けた兼良は、すぐさま講義用ノートを取り出し、それをベースにして諸々の資料の収集と検討にとりかかったのである。

『花鳥余情』の巻末の識語はさらに続く。

爾来已歴五秋螢、空感双蓬鬢、遼倒之余功夫之暇、忘白樂天世俗文字之過、
玩紫式部源氏物語之詞、篇々通至教

之命脈、句々貫和歌之骨髓、放是每親覽知日新月盛、及尋繹悟今是昨非、遂把河海之流、尽真源於心底、被促花鳥之使写余情於毫端也耳、

奈良に住んですでに五年、いたずらに年数をすごすばかりの生活だったが、ただ彼にとつて心を慰めてくれるのは、暇々に繙いて読んだ源氏物語であつた。白楽天は詩文集の白氏文集を香山寺経藏堂に納める際、「我有本願、願以今世世俗文字之業、狂言綺語之過、転為将来世々讚仏乘之因、転法輪之縁也云々」といったことばを添えたと伝える。源氏物語を罪悪の書とし、紫式部が地獄に墮ちたという説の發生する機縁ともなつた、和漢朗詠集ほか諸書に引かれて、我が国の文学觀に大きな影響を与えた詩句である。《世俗文字之過》であり、《狂言綺語》ともされる源氏物語を兼良は読み取り、むしろそこに《至教之命脈》と《和歌之骨髓》の横溢しているのを悟つたのだ。彼にとつて、源氏物語は《狂言綺語》どころか有用の書であり、読むたびに新しい知識が得られ、日々過去の解釈のあやまりを覚えすにはいられなかつた。そこで発意して注釈作業に励み、できあがつたのが『花鳥余情』であつたのである。

兼良の識語には、多分に潤色があろう。もう二十年以上も前に『源氏和秘抄』を作成し、その種本ともいふべき講義用ノートは、その後も折につけて利用していつたはずである。ノートが増殖していく過程において、彼はいつかは自己の源氏学を大成したいという望みを抱くようになったであろう。それが応仁の乱という危機的状況の中で、自身の生存のあかしとして、衝動に駆られるように、注釈書の作成に邁進していつたものと、私は想像してみたいのである。

兼良は激しく動揺する世間を自ら遮断し、もっぱら日々の不安な精神を癒すかのように、源氏物語の世界へわが身を没入させていつた。中心となる講義用ノートのほかに、関連する資料は奈良まで携えてきていたであろうし、ほかにもさまざまなルートを通じて、必要な資料が兼良の手もとに伝わってきたであろう。その一つに、『和歌秘書集』

の秘伝書があったのである。

七 「花鳥口伝抄」と「口伝抄」

兼良が本格的に『花鳥余情』の注釈に着手したのは、奈良に疎開した応仁二年八月以降のことであり、擱筆は巻末の識語に記すように文明四年除月（十二月）上旬であった。〈已歴五秋螢〉とするように、その間まさに足かけ五年の歳月が過ぎたのである。このように述懐的に記すこと事態、兼良の注釈作業に要した実際の年月を、思い出しながらのことばなのであろう。

兼良は、『花鳥余情』を完成させるまでに、いくつかの注釈書を参考にしたであろう。その一つに当然考えられるものとしては、『河海抄』が思い浮ぶ。『花鳥余情』の注記の中でもっとも多く引用する書目は『河海抄』であり、また序文で兼良は「（河海抄の）残れるをひろひ、あやまれるをあらたむる」と、この注釈書が念頭に絶えず置かれていたようである。宮内庁書陵部蔵『河海抄』（桂宮本）の巻一末に、

文明四年三月上瀚、以或本加書写、但彼本有誤事等、以推量雖陳直、猶不審字等、逐以證本可令校勘者也、桃花野人判

と見えるのは、文明四年三月に兼良がこの書を写したというのではなく、すでに所持していた本に、他本と校合して不足の注記などを書加えたというのであろう。『花鳥余情』のできあがる九カ月前だが、この時点で『河海抄』を新写して、自作の注釈書に利用したのではとても間にあわないし、またそう解すべきでもないと思う。むしろこの頃までは、新作の注釈書はおおよそ形をなし、あとは細部を詰める程度にまでなっていたのかも知れない。たまたま入

手した『河海抄』が、所持本の注記とまま異なっていたため、早速彼は校合して書入れ、使える部分でもあれば利用しようとしていたと考えることもできよう。

また、「大乘院寺社雜事記」の文明四年七月十一日の条には、

光源紙物語朱書河海集二十卷書写事今日成弁了、善成公御作也、水原抄ハ光行之作、紫明抄ハ光行之息親行作也
(氏)
云々、

といった記事が見える。『河海抄』の書写のことに示される『水原抄』『紫明抄』は、関連として記されたにすぎないのか、現に尋尊の手もとにあったのか、兼良との結びつきはあるのか、などといった事情は、これだけでは分りかねる。しかし、『花鳥余情』のできあがるまぎわだけに、何らかのかかわりがこの記事の背後にはあると、私は考えてみたくも思うのだ。

兼良は、『花鳥余情』を作り終える前に、別に簡単な注釈書をまとめていたと考えられる資料がある。「花鳥口伝抄」の巻末に、次のような識語が加えられているのだ。

這秘抄花鳥余情之中別紙被隱之題目、三ヶ大事之外十ヶ条口伝也、依大内記左京兆朝臣所望令書写校合了、尤此禁方不可被出相外者矣、
(恐カ)

文明第三曆孟夏天 沙弥御判

文明三年四月に、兼良は『花鳥余情』中の〈別紙〉による秘説十三ヶ条を、大内政弘の求めに応じて書き与えたところである。ところが、『花鳥余情』の成立は巻末に明記されているように文明四年十二月であつて、『花鳥口伝抄』の年月と重ならないのだ。この矛盾について、大津有一氏は「注釈書解題」(池田亀鑑編『源氏物語事典下巻』所収)で、

兼良の出家は文明五年六月二十五日であり、『花鳥余情』も文明三年には成立していない。従つて「三」は「六」の誤字かも知れない。

とし、この書を「文明六年成るか」とされたのである。しかし、現存する諸本はいずれも「文明第三」とあり、「六」とはまったく記されていないのである。

原本通りに「三」の数字を尊重するにしても、大津氏が提出された兼良の出家の年と、『花鳥余情』の成立年とにずれのあることは、やはり合理的に解釈できない矛盾としか言いようがなからう。ただ、兼良は『花鳥余情』の卷末に、「文明四年龍集壬辰除月上翰、桃花居士七十一歳誌焉」と署名するが、ここに「居士」のことはを用いているのは、在俗ながら出家者としての意識が、彼にはすでにあったことが想像できるのではないか。彼が文明二年七月に関白の職を辞すにいたつたことについては、さまざまな政治的背景があつたのは確かであらう。しかし、彼にとつてみれば、京都から奈良へと流浪した時点で、世事にはもはや関心が薄れ、もつぱら文学の世界にのみ自己の存立と安命を見いだそうとしたのではなかつたかと思う。左大臣二条政綱が関白の地位を望み、前内大臣日野勝光などが辞職を申し入れてきたことは、兼良にとつてみれば追い詰められてではなく、むしろ願つてもない政界引退の機会であつたに違いない。その時から、彼の心内には「仕官しない隠者」の意識のほかにも、「在家ながら仏道に帰依しようとする者」の意味を有する「居士」としての立場も、主張していったのではないだらうか。

彼が実際に出家して覚恵と号するようになるのは、文明五年六月二十五日以降のことである。文明二年七月に関白職を辞し、「隠者」ないしはこれに通ずる「遁世者」の自覚を兼良が持つていたとすれば、『花鳥口伝抄』の卷末に記されていたような、「仏門にはいったばかりの修業未熟な小僧」を示す「沙弥」のことはを用いることも、あながち考えられないわけではなからう。ただこれも、諸本に「文明第三」と記すのを誤写のないものとした上でのことで、

六年なり七年とあるのが正しいのであれば、私のこの推定もむだに終ってしまふ。

さらにもう一つの問題としては、「花鳥口伝抄」を文明三年の成立とすれば、巻末に「花鳥余情之中別紙」と記しているのが、この時までには「花鳥余情」はできあがっていたと考えなければならなくなる。「花鳥余情」の出現したとする文明四年十二月よりも、一年八ヶ月も以前に一応作成し終えていたが、兼良はその後もお詳細に注記の整理をし続け、どうにか一段落して加えたのが巻末の識語であつたのだろうか。可能性としては、充分考えられることであらう。

確証はないが、兼良が「花鳥余情」の作成に具体的に着手したのは、奈良に移って間もなくの頃からと考えてよいだろう。実質的には過去二十年余りの実績があり、新しい注釈書をめざしての動きは、京都在住の折にすてあつたとみなすこともできる。注釈作業にどれほどの年月を要したのか推定するほかはないが、新規の企画ではないので、せいぜい二、三年もあれば、大まかな注釈書の体裁は整うはずである。そういう意味では、完全原稿とは言わななくても、ある程度めどをついた「花鳥余情」が、文明三年に出現していても、一向に不思議ではなからう。

もうすこし私の恣意な想像をめぐらしていけば、兼良が源氏物語の注釈書の作成を進めていると知つた大内政弘が、その書写を依頼してきたが、未完であることを理由に断り、その代償として秘説十三ヶ条を伝授したのではないだろうか。この秘説は注釈の過程において彼のまとめたものであり、後に「源語秘訣」へ発展する基礎ともなつた。政弘に与えた秘説が「花鳥余情」の「別紙」であると述べるのは、文明四年十二月に完成した本を指すのではなく、現在まだ進行している未整理本を意味しているのであらう。文明九年二月に「唯伝一子之書也云々」と冬良に伝えた「源語秘訣」は十五ヶ条の秘説であつて、「花鳥口伝抄」よりも手が加えられ、秘伝書としての体裁をそなえるようになってくる。いわば完本の「花鳥余情」の「別紙秘説」は冬良に与えた十五ヶ条が正統なのであつて、文明三年の十三ヶ条

からなる「花鳥口伝抄」は、まだ秘伝書に充分成長し切っておらず、未成本の途中で間にあわせめに派生させた伝本であったのだ。政弘から強く望まれたため、「花鳥余情」もまだできあがらないまま、〈別紙〉の予定していた十三ヶ条の秘説を、兼良は大急ぎで簡単な注記を付して送ったのであろう。その後さらに「花鳥余情」の整理をしていき、最終的には初め予定していたよりも二ヶ条追加した、十五ヶ条の〈別紙〉を組み込んだのである。

このように解していけば、十三ヶ条の「花鳥口伝抄」の巻末に、〈花鳥余情之中別紙〉としながらも、現存諸本の「花鳥余情」には十五ヶ条の〈別注〉⁽¹³⁾が存在している現象は、矛盾することなく理解できるのだ。すると「花鳥口伝抄」の成立は、文明四年十二月に「花鳥余情」が完成する以前でなければならず、やはり文明三年四月とあるのは認める必要があろう。

兼良は大内政弘にどのような返事をしたのか知るよしもないが、二人の交渉の結果としては、ともかく文明三年四月の時点では「花鳥余情」はまだできあがっていないことを理由に断り、そのかわりとして「花鳥口伝抄」を送付したのだった。その折、この秘説は〈花鳥余情之中別紙〉と予告しているのだから、政弘にとってみれば本体の「花鳥余情」の方がむしろ見たくなるのは必然であろう。そこで、現在は整理の途中と云うのであれば仕方がないとしても、完成した後にはぜひとも全巻伝授してほしい旨を、政弘は再度兼良に要望していたのかも知れない。

文明四年十二月に「花鳥余情」ができあがって後、まず第一番目に見せたのは息子の冬良であったろうが、諸本に記された伝来の年月日からすれば、もっとも早い例は文明八年に大内政弘に対してである（初度本と再度本との関連もあるが、これについては別に述べなければならぬと思っている）。国立国会図書館本や宮内庁書陵部本などには、文明四年の識語のあとに、次のような兼良の奥書がなされる。

此抄十五冊拭老眼馳秃筆、仍字体不分明、雖可招後嘲大内左京大夫政弘朝臣所望之間、不能固辭所令付属也、汗顔々

々、

文明八年七月下旬

釈沙門覚

政弘は「花鳥口伝抄」を受け取って後も、いく度となく兼良に『花鳥余情』の書写を依頼してきていたのであろう。そのたつての願いに抗し切れず、彼は遂に政弘に新作の注釈書を与えたのである。なお、同じ文明八年七月に、彼は自作の『伊勢物語愚見抄』も与えているのは、政弘の方に古典研究の欲求があつたためで、両者は無関係に送られたものではなかつたはずだ。兼良が自ら『花鳥余情』を書写したのは、現存諸本から見る限り、文明八年の政弘本を嚆矢とし、(同じ頃に紹永法眼本も写したと思われる)、その後は文明十年春、文明十二年正月(池田正種書写本に兼良の跋文)といったところで、政弘に対する遇し方は特別であつたことを知るだろう。これも『花鳥口伝抄』の時以来の、政弘との約束が背景に存在していたためであつたと、私は考えてみたいのだ。

「花鳥口伝抄」に近似した資料に、「口伝抄」と称する兼良の秘伝書がある。この本は二系統あるようで、(一)まず「一条家秘抄」(東北大学図書館蔵)付載本や内閣文庫本の卷末を示すと、

文明十二年二月十二日、以禪閣一条殿御自筆秘本、密々令書写了、可秘云々、此一冊以證本加校合誤写等改直之記、十三ヶ条説大略与庭訓無相違者也、深可秘之、

博陸侯 冬良公 御判

とある。冬良がここで述べている十三ヶ条からなる兼良自筆の「秘本」というのは、文明三年に大内政弘に与えた「花鳥口伝抄」ではないかと考えられそうであるが、項目や注記などほとんど重なりはするものの、また別種の内容である。右の識語から判断すると、冬良はこの本は伝授されていなかったようで、何かの折に人から見せられ、早速写し取つたことを思わせる。ただ、〈證本〉によって校合し、誤字などを改め直したというのは、別に一条家伝来の同種

の本が存在していたのであろうか。冬良にとって、この本に示される十三ヶ条の秘説は、とくに目新しいものではなく、かつて兼良から教えを受けた説とあまり変らなかつたという。

(二)もう一本は、宮内庁書陵部蔵『源語秘訣』(桂宮本)に付載される「口伝抄」で、この方は巻末に、

本云

(1)文明十二二十二以禅閣一条殿御自筆秘本、密々令書写畢、可秘々々、不可有外見者也、

(2)右此本依大樹常徳院殿御所望、被書進之云々、篇目同前、但省略多之、全篇猶令秘之給歟、

と二種の識語を有する。大津有一氏の「注釈書解題」では、足利義尚の所望によって書写されたもので、しかもその際冬良が『源語秘訣』より説明を簡単にして、文明十二年二月に作成したのだとされる。しかし、ここでは二つの識語は分けて考えるべきで、文明十二年というのは成立を示すのではなく、冬良が兼良本を写した年時を指しているのだ。だから当然作者も冬良ではなく、(1)の識語に見るように兼良でなければならぬ。

常徳院(足利義尚)から冬良のもとへ源氏物語の秘伝書の求めがあつた際、彼は文明十二年二月に書写して所持していた「口伝抄」を、転写して差し出したのであろう。その折、この本の伝来に関する(1)の識語の初めの部分に「不可有外見者也」のことは添え、続いて義尚へ奏上するにいたつた事情を加えたのである。この本の初めに「被写進大樹書也、干時文明十二」と記すが、これは(1)(2)の識語を同一次元に読み誤つた後人の注記であつて、冬良が「口伝抄」を写したのは文明十二年であつても、義尚から求められて進上したのも同じ年であつたという保証はどこにもない。

また、「篇目同前、但省略多之」とするのも、冬良自身が『源語秘訣』を省略して作成したのではなく、省略が多いと客観的に述べているように、もともと簡単な注記でしかなかつたのだ。兼良は文明三年以後、政弘とはまた別人の依頼によつて、「花鳥口伝抄」を略記した体裁の「口伝抄」を作成していたのであろう。それが冬良の手に伝わり

さらに義尚へと渡されたのだが、ただ「口伝抄」は秦上される際にすこし手が加えられたようである。「口伝抄」は(一)の巻末に記されているように、もともと十三ヶ条の秘説であるはずなのだが、義尚本においては「まくなぎつくりの事」(明石巻)が一項目加わって十四ヶ条となっている。これはやはり本来の姿ではなく、冬良の所為と考えられる。

義尚秦上本「口伝抄」が十四ヶ条になったことについては、「花鳥口伝抄」との関係があると思う。兼良が「口伝抄」を作成した折、「花鳥口伝抄」では「まくなぎつくりの事」を数えていたのだが、これを削除して「水鳥のくがにまどへる事」(玉鬘巻)を挿入し、総数は変わらない十三ヶ条としていた。それを相伝した冬良は、義尚本の書写においては、「口伝抄」の秘説のほかにも、「花鳥口伝抄」に項目として取られていた「まくなぎつくりの事」を、再び採用して書入れたのだ。

このように、「口伝抄」は「花鳥口伝抄」から直接派生した秘伝書であって、『源語秘訣』を省略した内容ではないのだ。『源語秘訣』の方は、『花鳥余情』が完成した後、「花鳥口伝抄」の項目をふやし、注記内容もより詳細に整理して出現することになるのである。

八 「花鳥口伝抄」から『源語秘訣』へ

兼良は奈良に移住して、『花鳥余情』の注釈作業に着手した折、諸説入り乱れ、しかも多数横行する「秘説」(「口伝抄」の類を、整理し直そうとする意図があったものと思われる。そこで従来「秘説」として伝えられた項目であっても、彼は次々と消していき、「三箇の大事」は別格として、それ以外に十ヶ条を選定したのである。このようにして作成

されたのが、十三ヶ条の秘説を収める文明三年の「花鳥口伝抄」であつたと想定できよう。

文明四年十二月、『花鳥余情』を作成し終えた時点において、兼良の別紙の秘説は十五ヶ条にふやされ、注記内容も詳細に書き改められた。具体的に冊子本として伝授されるのは、『源語秘訣』の巻末に、

唯伝一子之書也、不可出闕外、付囑中納言中将畢、

文明九年二月吉日 老衲覚

と記すように、文明九年のことであつた。だがこれはあくまでも冬良に秘説が許された年を意味しているのであつて、本そのものの成立したのは、文明四年十二月からそれほど隔たつてはいなかつたであらう。『花鳥余情』で〈別にしるすべし〉と述べながらも、その注記内容は四年数ヵ月後になるまで書かれなかつたといふのであれば、いかにも間のぬけた話である。

兼良にとつて、『源語秘訣』は彼の秘説の集大成であつた。この有力な権威ある秘伝書の出現によつて、それまで渦巻いていた数多くの秘説は、いつの間にか淘汰されることになるのである。そういった意味においても、彼の秘説の作成は重要な意味を持つと思われるので、次に一覧表にして示しておこう。

(註)「口伝抄」(一)は「文明十二年二月云々」の冬良の奥書本、(二)は足利義尚への献上本を意味する。

『花鳥余情』では左に見るように十五ヶ条の項目について、〈秘説〉であり、〈別注〉である旨を述べるが、〈女房男の指貫きたる事〉に関しては、

侍わらはは童女なり、わらは夏はひとへがさねのあこめあさみはりばかまをきるべし、そのうへにおとこの指貫をきたり、めづらしき出立成べし、

と記すだけである。これに対して、『源語秘訣』には含まれていない〈かつらの院の事〉の方に、

兼良の源氏学の形成(伊井)

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
かつらの院の事(松風)	四月朔日比の事(藤裏葉)	日の御よそひの事(胡蝶)	高巾子の事(初音)	水鳥の陸にまどふ事(玉鬘)	をしかいもとあるじの事(少女)	たすきの事(薄雲)	まくなぎの事(明石)	とのみもののふくろの事(賢木)	いまはざるもじの事(同)	ねの子の餅三が一の事(同)	かりの隨身の事(葵)	翁もほとゝの事(花宴)	女房男の指貫きたる事(同)	揚名介の事(夕顔)	無服殤の事(桐壺)	
	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	花鳥口伝抄
	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	口伝抄(一)
	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	口伝抄(二)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	花鳥余情
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	源語秘訣

水原・河海みなあやまれり、かつらの院は桂川のほとりにあるべし、なほ別にしるすべし、

と注記し、〈秘説〉としての位置づけをしているのだ。『花鳥余情』の執筆と平行して作成したと思われる秘説集においては、へかつらの院の事〉を収める十五ヶ条であつたはずで、その後文明九年に冬良に伝授する段階になつて、「花鳥口伝抄」に取りあげていたへ女房男の指貫きたる事〉を復活して差し替えたようである。

兼良の意識において、〈秘説〉は三ヶ条に十ヶ条を加えた十三ヶ条を考えていたようだが、『花鳥余情』の注釈作業の進行にともない、さらに二ヶ条を追記することにした。しかも、〈秘説〉として数えていたへ女房男の指貫きたる事〉を捨て去り、新たにへかつらの院の事〉を項目に立ててへ十五の数字は変えなかつた。それを『源語秘訣』では再び逆転させたのだから、文明九年に冬良に伝授して確定するまでには、かなりのゆれがあつたようである。

へかつらの院の事〉に関して、〈別にしるすべし〉と述べながらも、冬良本には記されていないなかつた。ところが、類従本・静嘉堂文庫本ほかの伝本には、巻末にへかつらの院の事〉が記されており、それは冬良の追補とされる。この〈追補〉の意味は定かでないが、冬良自身が〈秘説〉を一項目設けて付加したとするのであれば誤りで、すでに兼良が〈別にしるすべし〉と注記しているからには、『花鳥余情』の成立した当時、これに関して書かれたものが何かあつたはずである。冬良は第一次本（初稿本）とでも称すべき『源語秘訣』に記されていた、へかつらの院の事〉の注記をみつけ出し、文明九年に伝授された第二次本に、まさに〈追補〉したにすぎないとみなすべきであらう。

続いて類従本などには、

花鳥余情の別注、此外無之、十五ヶ条に加此一ヶ条者十六ヶ条に候、十七ヶ条之由承候、無所見候、不審候、

とする識語をみい出す。〈花鳥余情の別注〉は、へかつらの院の事〉を加えることによつて十六ヶ条となつたのだが、注記者はさらに十七ヶ条の『源語秘訣』の存在をも耳にしていたらしい。だがあまり流布しなかつたのか、〈無所見〉

と言ひ、(不審候)とその実体の不確かさを表明もしているのだ。

諸伝本において、右の(十七ヶ条之由承候)と記すのに相当するのは、『源氏物語十七ヶ条秘訣』(神宮文庫蔵)であろう。ところがこの本は(翁もほと／＼の事)の項を、(おきなもほと／＼まひ出ぬべき事)と(さかゆく春に立出させ給ふ事)に分割独立させ、二項目に数えているのだ。あとは(かつらの院の事)も含めて十七ヶ条としているのであつて、内容は他の諸本とまったく変りないのである。(無所見候、不審候)との疑惑は、適中していたと言えよう。

しかし一方では、十七ヶ条の伝本の噂が広まるにつれ、それにあわせた『源語秘訣』も生まれてくるのは、この種の本ではよくあることであろう。架蔵本『源語秘訣集』では、(かつらの院の事)の前に、(私書入)として、別に一ヶ条の注記を書入れている。

末摘花巻云、たゞ梅の花のことみかさの山のおとめをばすて、

た、らめの花のことかいねりこのむやけしむらさきの色このむや、

求子の哥也、是にてた、らめとうたふは、梅の花を云あやまれるとなり、

然同た、らめをた、梅と替ての給へり、かいねりは紅色なり、末摘花の赤きをいはんとてなり、

みかさの山のおとめをば捨てといへるは、ひたちの宮の乙女といはんため、みかさの山の乙女をば捨てなり、扱みかさの山と云事は、求子の哥よりいへる也、先求子の哥は諸社にてうたふ時、其所の名を云事也、春日にては三笠の山のおとめとうたふべき也、是もひたちの宮のおとめといはまほしきを、人聞知る故に、みかさの山とうたひ給ふ也、春日明神は常陸より出給ふ御神なれば、ひたちを心に持て、此詠物をうたひ給ふ也、末摘は常陸の宮の御娘なればなり、

かしまよりかせぎにのりて春日なる三笠の山に浮雲の宮

誠是は秘説にて諸抄ニ不載之、此義理ならではきこへず、可秘、

『岷江入楚』に引用される「秘」（三条西家の注）によると、右のへただ梅の花の色のことについて、「此義秘説也」と記す。『源語秘訣』の伝承者が、室町末期に伝えられていたへ秘説を、何かの折に入手して書入れ、十七ヶ条にしたにすぎなく、兼良の説とは無関係と思われる。

『源語秘訣』は右に見たように、十六ヶ条・十七ヶ条の伝本も出現したようだが、一般には兼良の定めた十五ヶ条本が、「源氏物語注花鳥余情後成恩寺筆作也」中秘伝一冊（「後法興院記」明応八年四月二十日）として伝えられていった。『湖月抄』にも、

予先年箕形如庵八条宮ニ奉仕に此物語の講談を聞、十五ヶの秘訣、三ヶの口伝等請得たり、と記されていて、兼良の秘説が講釈の場の伝授においては効力を保持していたようだが、やがて契沖や宣長の出現とともに消滅していくのである。

さて、考察を再び「花鳥口伝抄」の成立した周辺にまでもどすことにしよう。兼良が「三箇の大事」に「十ヶ条口伝」を併せて一書にすることを考えたのは、『源氏物語提要』に記される「なを此本文を物語の十ヶの秘事といふ也」（桐壺）とか、「物語の十ヶのならひといふ也」（少女）などと指摘するのと、緊密な関係があると思う。このことは秘説の数字が符号するだけではなく、『提要』に示される歌や語句の解釈が、表現にいたるまで『花鳥余情』と重なりを見せているのによっても、一層首肯できるであろう。

『提要』の成立した永享四年（二四三）と『花鳥余情』の出現した年とは、およそ四十年の隔たりが横たわっているため、兼良は注釈作業を進める過程において、今川範政の説き明かした解釈を取り込んでいったと考えられなくも

ない。これに對して稲賀敬二先生は、一つの可能性として、『提要』には応永年中の兼良二十歳代の撰と伝えられる『公事根源』が引用されているので、範政は早くから兼良の著作に関心を示していたと論じ、『花鳥余情』の〈今案〉説と『提要』が一致することは、「同様に兼良の二十歳代の源氏研究の成果をも範政は参照して提要を書いた。そして既に述べたようにその当時の兼良の註は、晩年の花鳥余情と、註釈の条項の表現の上でもあまり変らぬものであった」と、試案を提出されたのである。

徳満澄雄氏は『花鳥余情』の〈今案〉とする説を検討され、これは兼良の〈自説〉を表すのではなく、〈今ノ案〉の意であつて、〈今日の考え〉と解釈するのが適當とし、〈今案〉説と『提要』が一致するのは、『花鳥余情』が源氏物語提要、またはそれと源泉を同じくする説の影響を受けていると考える方が、より自然である⁽¹⁵⁾と結論づけられる。

〈今案〉が兼良の〈自説〉を意味するのではないとすると、それと重なりを見せる『提要』の解釈は、必ずしも兼良の二十歳代の著作を引用したのだとは考えなくてもよさそうである。しかも、『花鳥余情』をさかのぼることおよそ四十年前に、兼良は源氏物語の注釈書を作成していたという証拠はどこにもないし、またそれが晩年にいたるまで、注記の表現においても一向に変わりばえしなかつたとなれば、彼の源氏学はあまりにも早く完成してしまい、以後は進歩することなく停滞気味だったと言わなければならなくなる。だが、兼良が『提要』ないしはそれと共通する資料を引用したと考えたとしても、なぜ彼は典拠を示さないまま、さも自説のように書入れて利用しているのであろうか。『河海抄』ほど詳細ではないにしても、『花鳥余情』においても引用書目は明記されており、すべてを無視する態度をとっているのではないのだ。

兼良が大内政弘の求めに應じて、十三ヶ条の秘説をまとめたのは、奥書を信ずる限り文明三年四月であつた。ところが、初めにも述べたように、前年の文明二年三月下旬に、兼良は『和歌秘書集』所収の為家撰とする「紫明抄」を

受け継いでいるのだ。さらに「十五ヶ条伝授」も、冬良が兼良から相伝したのが文明三年五月であるため、この秘説が兼良の手もとはいってきたのはそれより以前だったはずで、多分「紫明抄」と同時であった可能性が強いであろう。折しも彼は、『花鳥余情』の注釈作業の最中であつた。兼良は偶然二条家の秘説集を入手したのではなく、これは『花鳥余情』の作成という目的のもとに、収集した資料の一つとみなすべきであろう。それはこの秘説が、そのまま「花鳥口伝抄」や『花鳥余情』の注記に用いられていることによって、その重要性を知ることができるのだ。

文明二年三月、二条家の秘説集を手にした兼良は、とても使えない無稽な説は除き、あとの注記は部分的にでも何らかの形で、新作の注釈書に用いることを考へついたのであろう。それとともに、『水原抄』には『原中殿秘抄』が、『河海抄』には『珊瑚秘抄』が〈別紙〉の秘説集として存在するように、兼良も『花鳥余情』の〈別注〉を一冊に仕立てるスタイルを考へついたのであつた。まず穏当な推定の筋道である。そのように思考しているところに、政弘から源氏物語の注釈書ないしは秘説集を所望してきたため、彼は早速進行中の『花鳥余情』の〈別注〉として、試みの十三ヶ条を選び出して注記を加へたのだ。

このように述べてくると、「花鳥口伝抄」の作成において、兼良はいかにも主体的に秘説を選定し、その注記内容も辛苦して書きあげたように聞こえる。兼良ほどの稀代な古典学者にとつては、当然そうであるに違いないという予見が、右の推定をなおさらのこと増強させるであろう。ところが、〈三箇の大事〉はもちろんのこと、先にもすこし触れたように、〈十ヶ条口伝〉も兼良のオリジナルなものでなく、どうも過去の業績をそのまま利用したにすぎないらしいのだ。栄光ある兼良の学者としての尊厳を傷つけることにもなりかねないが、この際〈予見〉は一切放擲し、資料の現実を凝視しなければならない。

九 『源氏物語提要』と兼良の秘説

今川範政のダイジェスト版『源氏物語提要』に記される和歌の解釈や秘説の一部の説明が、『花鳥余情』や『源語秘訣』と一致することを発見し、この事実から兼良の注釈書の作成を二十歳代と提唱されたのは桶賀敬二先生であった。その具体的な例として、『三箇の大事』の一つである「へねの子の餅三が一の事」の『提要』の説明を、次に抜出してみよう。

源氏惟光をめして、あすのくれにこの子がいわみせよとおほせける、そうじて嫁娶の祝言は戌の日よめ入して、亥の日を、きて子の日いはふ也、惟光こ、ろえてとひたてまつれば、源氏なれば四はいのいはみをもちゆべき也、又祝三ヶ一とは四の数をいみて、源氏とりあへずの給ふと也、左伝十九卷二臣之生歳正月甲子朔四百有四十五の甲子矣、其季於今三之一也云々、是は七十四になりける人にその方のとしはいくつぞととひければ、かりのごとくこたへける也、心は一年に甲子六つあるべけれども、閏月をいれて四百四十五甲子にあへり、これ七十年也、そのうへに三つが一つとこたへけるを、源氏むらさきのうへ十四になり給ふを、十をのけてそのうへの四を三つがひとつとこたえ給ふといふ説もあり、此もちは女の年の数そなふるゆへ也、(東京大学国文学研究室蔵本)

『花鳥口伝抄』や『源氏秘訣』では、『李部王記』『小右記』『都記』の記述を追った後、「今案」として次のような解釈を施す。

此餅むかしは銀器四坏に盛たるを、中比より四の数をはかりて、三环に成たるべし、されども此物語は、いまだ四坏にもりし時分の事なれば、四坏の説を用ゆべきなり、三が一とは四の数をいみて、源氏の君のとりあへず

の給ふ也、河海は中古よりの儀をもて注せり、それが時分相違すべき故なり、次に三が一と云名目、左伝十九卷にあること也、絳県の老人といふもの、人に年をとほれて答るやうは、臣生歳正月甲子朔四百四十五甲子矣、其季於今三之一也云々、此老人は七十三になるものか、ありのままには答ずして、生れたるより此かた、今日迄の日の数をかぞへていへるなり、たとへば甲子の日は六十日に一度まはる物なるを、生れてより此方四百四十五度の甲子の日にあひて、其最末の甲子の日より今日までは、三が一にあたると云り、(以下略)

この秘説に関しては、文章表現もそのまま重なるとまでは言えないにしても、内容的に両者無縁な存在ではあり得ないであろう。叙述方法にしても、三が一が四の数を忌みたためであること、左伝十九卷に老人が年齢を問われて、誕生以来へ四百四十五度の甲子に遭遇したと記されていることなど、いずれか一方が典拠になっていると、まず二者だけ比較してみても気がつくはずである。これは範政が、兼良の青年期に著作した『花鳥余情』の前身の注記を、自家薬籠中の物としてダイジェスト版に用いたとみるのか、むしろ兼良の方が利用したにすぎないと判断すべきなのであろうか。

『提要』には、へ三ヶの大事として古くから伝えられる秘説が収められるが、そのうちのへとのるものものふくろの事への説明を終えたあと、すぐに続けて、

ことなる事なきを、秘事がましくいへるを、いまさらいひあらはさんもいかなれば、それといひさだめがたし、これいろくのせつあり、みなそらごとにして実なし、もちゆべからず、

と記す。これは、『源語秘訣』の同じ項目のもとに、

ことなる事もなきことを、秘事がましくいへる也、今更云あらはさんもいかなれば、別に是をしるすものなり、色々の説あり、いづれも皆あやまりなり、信用すべからず、

とするのと、一部の語句を除いてほとんど一致するのをみいだす。たんに両本の文章表現の問題だけでなく、ここにおいては、秘説に対する思想そのものがまったく同じであることに注目を要するのだ。というよりも、どちらかが無批判にへとのるもののふくろの事〉に関する説のすべてを、字句の修正もなしに取入れたために起った現象と考えるを得ないであろう。

『提要』では、へねの子の餅三が一の事〉の解説を挿入したあと、「三ヶの大事といふ事は、みな人のしれる事也、され共むかしよりいひならわしたる秘事なれば、それとさだめて書のべがたし」と、〈秘説〉の存在する事実を認めても、その思想については根本的に否定する態度を示す。〈三ヶの大事〉の内容はともかくとして、三つの項目は古来〈秘説〉として言い伝えられ、「みな人のしれる事」ではあるものの、オープンにはなっていないため、確かには書き記すことができないのだ。へとのるものの袋〉の項でも言及されていたように、いずれも「ことなる事もなきことを、秘事がましく」言っているだけで、〈秘説〉を伝承する人々は、過去の虚構の權威を墨守しているにすぎないのだ。これは範政の理論なのか、彼の依拠した資料にすでにこのように記されていたのかは、にわかには判断がつかない。ただ、へ高巾子の事〉(初音)でも、「物語十ヶの口伝也と云つたへたり、させる事にもなけれど、かやうのたぐひしばらく、しむべし」と、〈三ヶの大事〉で示したのと変らない一貫した信念を開陳するのを見ると、あるいは範政自身の表現であるかも知れない。

兼良は〈三箇の大事〉のほかに〈十ヶ条口伝〉を併せることによって「花鳥口伝抄」を作成したのは、『提要』に記されていた〈十ヶの口伝〉ないしは〈十ヶの秘事〉などとするのと、緊密な影響関係にあると思われることはすでに述べた。それというのも、『提要』に収められるこの種の〈秘説〉は、「此本文を物語の十ヶの秘事といふ也」(無服殤の事、桐壺)・「物語の十ヶのならひといふ也」(をしかいもとあるじの事、少女)・「物語十ヶの口伝也」(高巾子の事、

初音)とする三例にすぎないが、いずれも「花鳥口伝抄」と項目・内容ともに共通しているのだ。これ以外で、「花鳥口伝抄」と重なるのは、「十ヶの秘事」などといったことばもなく引かれている「たすきの事」(薄雲)と、「是も秘事のうち也」と記す「日の御よそひの事」(胡蝶)の二例である。

『提要』で右以外に「秘事」ないし「秘説」のことはが用いられるのは、へきりかけだつもの(夕顔)の説明の中で、「物語の一ヶの秘事」と記すのをみい出すだけである。これが「秘説」として定着するにいたつた事情については別に述べた通りで、⁽¹⁶⁾「十ヶの秘事」ではなく「一」であることは、『細流抄』にも「源氏一ヶの秘事」と継承されているのによつて確かめられるであらう。

『提要』には「十ヶの秘事」などとなりながら、具体的には三ヶ条しか見あたらないが、「日の御よそひの事」に関しては、「是も秘事のうち」と記すのをみると、もう一ヶ条加えてもよさそうである。ともかく『提要』では十ヶ条すべてが収載されていないのは、世間に流布するセットになつた「秘説」のうち、梗概本文の叙述上必要な注記だけを彼は取入れて用いたためであらう。しかもそのうちの三項目、ないし四項目が「花鳥口伝抄」と一致している事実から考へると、あとの残りの「秘説」も重なりを示していたと推測することには大いに蓋然性があると言へる。へたすきの事」に関しても、「十ヶの口伝」の旨の注記はないとはいへ、範政が引用した際書き漏らしたかも知れないのだ。

『提要』に記される「秘説」の思想は、いずれも「させる事」でもないという基本的な立場にあるため、それほど忠実に「十ヶの口伝」を撰取しようとする意識は抱かれていなかった。

兼良が「花鳥口伝抄」に「三箇の大事」のほか「十ヶ条口伝」として集めた十ヶ条の「秘説」の典拠は、『提要』ではあり得ない。それでは逆に範政が「花鳥口伝抄」を引用したのかとなると、この書が兼良の二十歳代に成立していなければならなくなるし、『源語秘訣』でも同じことだが、さらにこの方は十五ヶ条の口伝の統一体として初めから

作成されたものであるため、とても「十ヶの口伝」などは記されるはずがないだろう。しかも『提要』では、例えば「高巾子の事」に関して「物語十ヶの口伝也と云つたへたり」と言い、「三箇の大事」についても「むかしより、ひならわしける秘事」といった書き方から判断すると、ここ一、二年の間に流布し始めた説だとはとても考えられない。「十ヶの口伝」の「云つたへたり」の表現からは、その説の発生後の経過年数などとも推測することなどはしないが、それでも『提要』の成立した永享四年より少くみて五年や十年は遡源して読める性質のものであろう。すると兼良の著作した原「花鳥口伝抄」の出現は、彼の二十歳代の前半を下限として、十歳代にまで想定せざるを得なくなる。しかも、兼良の「秘説」の背後には、『花鳥余情』の注釈大系が存在しているのだから、右のように推考するのはとても不合理すぎよう。

兼良の「花鳥口伝抄」なり『源語秘訣』を読んでいて奇妙に思われるのは、そこに記された注釈方法の異和感である。すでに引用したように、へとのゐものの「ふくろの事」について、「ことなる事もなきことを秘事がましくいへる也、今更云あらはさんもいかがなれば、別に是をしるすものなり云々」と兼良は述べるが、彼自身が思考して「ことなる事もなきこと」と言い、「今更云あらはさんもいかが」と判断するのであれば、なぜそれほどまでに評価できない「秘説」を記す必要があったのだろうか。

また、へをしかいもとあるじの事(少女)に関し、「花鳥口伝抄」や『源語秘訣』では「西宮抄」を引用し、続けて「今案」として「束脩と云は学生の入学する時云々」と説明していく。具体的なことばに則しながら説を展開した後、「旧説さまぐにいへり、みな證據もなきことなり、用るにたらず」と結ぶが、兼良が例示したのはもちろん「證據もなきこと」とする「旧説」ではなく、過去の謬見を踏まえたうえでの彼の新説と認めるべきなのであろう。ところが、『提要』には一部の語句の違いはあるものの、「花鳥口伝抄」『源語秘訣』に見られたような「旧説さまぐに云々」の

末尾の一文が添えられていないだけで、あとはほとんど重なりあう解説が施されているのだ。範政が『提要』を執筆した時点においては、「花鳥口伝抄」は言うまでもなく、『花鳥余情』の出現に付随する『源語秘訣』は、右にも述べたようにとうてい利用できるはずはなかった。しかも〈今案〉が当時の流布する説の意であるとすれば、兼良の「旧説」を「用るにたらず」と力説するのは、自説を主張するためではなく、諸説を勸案した上での、より正当と判断した一解釈を示したにすぎないことになろう。

このように述べてくると、範政は兼良の初期の注釈大系を利用して『提要』を作成したという見取図は、根本的に改めなければならないし、また彼の〈秘説〉ないしは『花鳥余情』の注記そのものについても、考え直す必要が起つてこよう。〈秘説〉に関して言えば、範政の時代に〈三ヶの大事〉は当然としても、別に〈十ヶの口伝〉も一部で存在していたのだ。範政はそれらの〈秘説〉には多分に懐疑的な態度を示しながらも、流伝するだけの価値を認めて、自作のダイジェスト版に用いたのだ。兼良は『花鳥余情』の作業過程において、さまざまな資料を入手したはずだが、その中に〈三ヶの大事〉や〈十ヶの口伝〉も含まれていた。彼はかなり機械的に伝授を受けた〈三ヶ条〉と〈十ヶ条〉の〈秘説〉を併せ、一書に編集し直して「花鳥口伝抄」を作成し、「旧説」に比べてもつとも同意できる解釈だとして「色々の説あり、皆あやまり也」「諸抄にいへるみなあやまりなり」などと書き添えたのであろう。

範政と兼良の依拠した資料が同じものであったと想定すると、先ほど疑問のまま保留していた「花鳥口伝抄」「源語秘訣」の「色々の説あり、皆あやまりなり、信用すべからず」（とのるもの袋）と、〈秘説〉を示しながら一方では否定の評価の言辞が記されるのは、実は彼のことばなのではなく、『提要』にも「いろ／＼のせつあり、みなそらごとにして実なし、もちゆべからず」とほとんど重なりあう一文が見られるように、この場合両者ともに先行文献をそのまま引いたために起った現象とみなすべきであろう。〈秘説〉の根本思想とも言える右のような例までが、兼良の個人的な

見解ではないとすると、説明の末尾に付した評価のことの中には、『提要』と共通する資料を修正することなく書き写しているのもあるかも知れない。

こういった推定に誤りがなければ、兼良が『花鳥口伝抄』を作成した背景は、当時諸説の乱れていた〈秘説〉を、積極的に整理し新しい学説を確立しようとする意図があつてのことではなく、いずれからか彼の授受した〈三ヶ条〉と〈十ヶ条〉を、『花鳥余情』の〈別紙秘伝〉に採用したまでであつたと言えよう。その項目や注記内容を改訂増補したのが、後の『源語秘訣』であつたのだ。兼良は先人の解釈を用いたといつても、『紫明抄』や『河海抄』といった公開された注釈書ではなく、相承された〈秘説〉であつたために、彼の手もとにはいれば、即ちそれは彼自身の説として主張することができたのだ。

このほか『提要』で注目しなければならないのは、和歌の説明表現で、これが『花鳥余情』とほとんど一致することである。〈秘説〉と同様、歌の場合についても、『提要』と共通する資料がやはり存在し、範政も兼良も自己の作品に利用したとみなすのが、妥当なのではないだろうか。するとここに、〈三ヶ条〉〈十ヶ条〉の〈秘説〉、それに〈歌の解釈〉という、三種の本の存在が想定されてくるが、両者が共通して用いているからには、各冊無関係に流布したのではなく、セットになって相伝されたと考えるべきであろう。オーソドックスな注釈書の歴史には出現しない、¹¹ 伝授」という形式によって伝えられた注釈大系が、これらの資料の背後に幻視されてくるのである。

十 『花鳥余情』の注記の成立

兼良は新作の注釈書『花鳥余情』を作成する過程において、『提要』に吸収されたのと同じ資料を入手し、〈三ヶ条〉

と「十ヶ条」の「秘説」に関しては、別冊による伝授形式を考えついた。その具体的な発現としては、『花鳥余情』のまだ十分に整理されていない文明三年四月の段階で、大内政弘からの所望によって急遽まとめた十三ヶ条の「花鳥口伝抄」があったのだ。しかし、兼良が「秘説」をまとめたといっても、諸説を比較検討し、取捨選択した上での新説を確立するという体ではなく、授受した内容をほとんどそのまま転写したに近いものであった。といっても、『提要』に引かれる数ヶ条の「秘説」の資料から類推するだけで、他の項目についてはもうすこし手を加えたとも考えられようが、そうであったにしても兼良の創見を加えた大幅な変更ではあり得なかつたであろう。

花宴巻の「おきなもほと／＼まひいでぬべき心地なん云々」について、継承した秘説集に収められていたためなのであろう、兼良は他の場合と同じく「花鳥口伝抄」にもそのまま記載することにした。

村上天皇康保三年十月七日有舞御覽、小野宮右大臣実資公童にて納蘇利舞給ければ、御前にめされて御柏をたまふ、其時清慎公実資公ノ祖父也
実資公ノ子也、かしこまりて感にたへずして立て舞給へる、子の舞て勅祿にあづかる時、祖父若は父のかしこまりて舞事也、(以下略)

『花鳥余情』では、「頭中将などまひしにつきて、父のおとゞもまひたき心のありしと也、猶別にしるす事あり」と、「別紙」の秘説である旨を断っているのはもちろんのことで、これはその後の『源語秘訣』にも引き継がれ、「花鳥口伝抄」での説がそのまま記されるにいたるのだ。兼良はさも自説のように両書に用いているが、これまで見てきたと同じように、この解釈とて所詮は「十ヶ条口伝」に依拠しているのであろうと予想するのは当然である。だが、残念なことには、『提要』にはこの「秘説」に関して何も触れていないのだ。ところが、兼良が「花鳥口伝抄」を作成する一年前の文明二年三月に相伝した、為家撰とする「紫明抄」には、この説がそっくり収められているのである。

十五ヶ条の伝授
一 おきなもほと／＼舞出ぬべきといふ事

村上天皇康保三年十月七日有舞御覽、小野宮石大臣其時童にて納蘇利を舞給ければ、御前にめされて御柏をたまふ、其時祖父清慎公のかしこまりてたちて、舞たまへる事をいふべし、

「紫明抄」の解説は、「花鳥口伝抄」の前半だけとは言え、両本の共通することはあまりにも明白すぎよう。兼良は「紫明抄」を「花鳥口伝抄」に用いたはずで、後の本の注記内容の方が増補されているのは、彼が付加したためなのか、初めにも述べたように、現存する「紫明抄」には脱落が存在すると考えられるためであろうか。

「花鳥口伝抄」の典拠とした資料は「十ヶ条口伝」であつたらうと、『提要』の例から想定していたが、右の「おきなもほとく」の事」に関して「紫明抄」と共通する事実を知ると、実は両本が同一物であつたのではないかと考えられなくもない。しかし、「紫明抄」には「十五ヶ条の伝授」と付されていて、「十ヶ条」ではないのがまず難点であるし、さらに「花鳥口伝抄」の項目と共通するのは、右のほかに、「かかりの隨身の事」が指摘できるだけであるため、「紫明抄」が即ち「十ヶ条口伝」を含む注釈書であつたとはすぐさま言えないだろう。

もう一例の「かかりの隨身の事」について、「口伝抄」を引き、傍に「紫明抄」で校合すると、

殿・^(上)六位の将監の・^(御)隨身することは、一向に^(ナシ)そのためしなきことなり、めづらしき行幸とは御禊行幸のこと
を申侍れど、其にも六位の殿上・^(の)将監隨身することは、いまだ見侍らず、源氏の大將をたとふる・^(の)あまりにか
くは書るなり、

とあり、両者はほとんど重なることを知るのだ。『源語秘訣』ではこの解釈を基盤にし、新たな資料などを用いて説明しているのを見ると、兼良は初期の段階においては、先行文献をそのまま撰取したが、やがて『花鳥余情』の完成とともに、より整理した十五ヶ条の秘説集へと体系化していったと考えられるであろう。ただ問題になるのは「紫明抄」と「十ヶ条口伝」との関係で、この「かかりの隨身の事」にしても項目の傍に「十五ヶ条秘事」と記されており、他と

は違った伝授であつたことを示しているのである。

「花鳥口伝抄」の巻末に記される「十ヶ条口伝」が、『提要』にも用いられた「十ヶ条」の「秘説」と共通する資料であつたろうことは、これまでいく度も述べた通りだが、さらに「紫明抄」所収の「十五ヶ条秘事」とも一致するのは、これらの相互をどのような関係として理解すればよいのだろうか。後述するように、兼良は『花鳥余情』の注記に「紫明抄」を明らかに利用しているため、「秘説」に関しては無関係だつたとは言えないだろう。兼良は「十ヶ条口伝」から、項目はもちろんのこと注記についても「花鳥口伝抄」に多くを取り込みながら、部分的には「紫明抄」の説明をも用いたとすべきなのだろうか。あるいは『和歌秘書集』所収の、為家あたりから発生したとするいくつかの秘伝書が、互に関連しあいながらも独立した書目として集められていることから判断すると、「十ヶ条口伝」とか和歌の解釈集も、「紫明抄」と一まとめにされて、兼良の手もとに置かれていたと想定するのが妥当かも知れない。そうなれば、「十ヶ条口伝」も二条家に伝えられていたのが、頓阿や良基などを経て、やがて他の秘伝書と同じように兼良の所有になつたと思量されるのだ。このように考えてみると、他の例もそうだったが、「十ヶ条口伝」と「紫明抄」の「十五ヶ条秘事」の注記内容が重なるのは、あり得ることであろう。兼良は右の書を個々ばらばらに入手したのではなく、文明二年三月に一括して相伝したのであろうし、その目的は『花鳥余情』の資料にするためであつただけに、彼はできるだけフルに活用していった。「花鳥口伝抄」や「口伝抄」は、その過程で派生した副産物にすぎなかつたが、彼はそれを『花鳥余情』の別冊伝授として確立し、新たに項目を加えなどして整えたのが、後の『源語秘訣』であつたのだ。

兼良が文明二年に手にした、二条家の周辺から発生して伝来してきた注釈書の総体は、かなりの量にのぼるのであろうが、現存する「紫明抄」ほかの秘伝書は、それらの一部をなすものであつた。彼は継承した「紫明抄」の解釈を、

別冊の秘説集である「花鳥口伝抄」だけではなく、作成中の『花鳥余情』の注記にもそのまま用いることにした。

(1) 中将の君にびいろのなをしさしぬきうすらかに衣がへして、お、しくあざやかに心はづかしきさましてまいり給

へり(葵)

(中将の君は(ナシ))

・姉妹の服は三日暇廿日也、鈍色直衣平絹、冬は練有裏、夏は生無裏、指貫は夏冬同じ、鈍色は移花にて染也、

(ナシ)

(ナシ)ス、シ

(ナシ)

うすらかとは十月の更衣の次に、いろをうすくす也、

右には「紫明抄」の説明を引き、その傍に校合した『花鳥余情』の本文を記しておいた。この一文をみても分るよ
うに、兼良は依拠した資料名は指摘しないで、自説のように例示するものの、これは明らかに「紫明抄」の説を一歩
も出していないのだ。もうすこしいくつか、このような例をあげてみよう。

(2) おやそいでくだり給れいもことになけれど(賢木)

村上の御女規子内親王、天延三年に齋宮に立て下向し給時、御母重明親徽子女王王女そいでくだり給へり、今の物語に

(徽子)

六条の御息所を・女王になすらへて申し侍れば、是よりさきに母子あいそひて下向の例なきによりて、かくはい
へるなるべし、

(3) おとしかけのたかき所に(宿木)

(やる)
車・みちのたかき所よりひき、所にやりおとすをいふ、山路などに有事也、

『花鳥余情』で問題となるのは、今案とする説であろうが、これも「紫明抄」にはほとんど同じ表現で見えてい
るのだ。

(4) 源にかよふとならば(賢木)

(元良親王家歌合(は))

人こふる心か空にかよへばや雨も涙もともにしぐる、(ナシ)元良親王の歌合君おしむ心の空にかよへばやけふとまる

べき雨のふるらん、貫之、(今案)畢竟ながめは時雨によそへ侍り、心のかよふならば雨もさはり侍らましと也、(さほるまじき心)

(5) 宇治橋のいと物ふりて(総角)

(帝王系図曰) 雲上記ニ、孝徳天皇二年道登法師造宇治橋、(案)今安道昭和尙同人歟、(也)・ちはやぶる宇治の橋守なれをしぞあはれと思

ふとしのへぬれば、

(4)の例から判断すると、『花鳥余情』では「紫明抄」を引用しながら、「畢竟云々」以下の解釈を「今案」説に仕立て直したと考えられなくもない。「今案」が兼良の自説を意味するのではないことは、これによっても明らかだが、これにすることもさら「今案」のこぼを挿入するにいたった背景には、「紫明抄」以外の資料も勘案し、一連の説明の中で特に区別する必要があったからであろうかと、想像したくもなってくる。だが(5)をみると、そういった注記の複雑な成立過程など考えるまでもなさそうで、兼良が典拠とした「紫明抄」そのものに、すでに「今案」も記されていたのだ。すると(4)の場合も、本来は「今案」の語が存在していて、兼良もそれを引用したはずで、今見るのは転々書写の間に誤脱した姿だと言えそうである。

「紫明抄」に「今案」とあり、それがそのまま『花鳥余情』にも吸収された実例が、いくつかあれば右の想定はより確実になるのだが、もう一例指摘できる。「故院のうせ給ふて後二三年ばかりの末に云々」(宿木)を取り上げてみて、兼良が「今案」として引く説明が、「紫明抄」でも同じ内容でありながら、何も注記されていないのだ。しかし、『花鳥余情』で「今案」として引かれる説が、明らかに「紫明抄」と一致するのを見ると、両本は無関係であるはずがなく、しかも右の例のように「紫明抄」の方にすでに「今案」と付されていることからすれば、兼良の所持した本にも記されていたと考えるのが自然であろう。もちろん、『花鳥余情』の「今案」とする説が、すべて二条家伝来の秘説であったというのではなく、すくなくともそれは注記のある部分を占めていたと主張したのである。

一つの例から類推するのは危険ではあるが、〈今案〉とするのは、兼良の自説でもなければ、当時流布した他の資料から新たな説を求めたものでもない、彼の相伝した注記そのままを書入れたまでにすぎないと言えそうである。『源氏物語提要』の説明が、『花鳥余情』の〈今案〉と重なるのも同じことで、範政が用いた二条家伝来と思われる〈秘説〉には、すでに〈今案〉説も挿入されていたのであり、ダイジェスト版には不必要なことばだけに、彼はそれをすべて切捨ててしまったのだ。

「紫明抄」は初めにも述べたように、桐壺以下十五卷からわずか八十項目の注記が並べられる秘伝書だが、これから『花鳥余情』に何らかの形で採用されたのは十五項目にすぎなく、注釈の全体からすれば、二条家の秘説の影響は微々たるものと言えるかも知れない。しかし、「紫明抄」そのものに大量の脱落が想定されること(五十四卷すべてに注記項目があつたであろう)、『提要』に用いられたのと同じ資料を兼良も相伝していたことなどから考えると、これらの二条家伝来の諸説は、むしろ『花鳥余情』成立の基盤的存在ではなかつたかと思われるのである。兼良の源氏学にとつては重要な『源語秘訣』そのものが、彼のオリジナルなものではなく、本体は先行の〈秘説〉の継承にすぎなかつた。彼は文明二年に相伝した二条家の秘伝書の中核に据えながら、それまで書留めていた講釈用のノートの自説を加えて作成したのが、『花鳥余情』となつたのである。

私は兼良の源氏学者としての權威を失墜させるのを意図して述べて来たのではなく、『花鳥余情』の出現にいたるまでに彼の相伝した二条家の〈秘説〉と、それから派生した「花鳥口伝抄」などの秘伝書の実体について、資料に即しながらその説明を試みたつもりである。これによって得られた結果を概括すると、おおよそ次のようになるであろう。1、『和歌秘書集』(刈谷凶書館藏)に収載される源氏物語に関する秘伝書は、いずれも定家・為家に仮託されて二条家

に伝来し、その後頼阿・良基・堯孝などの手を経て、文明二年三月には兼良の所持するところとなった。

2、為家撰とする「紫明抄」ほかの秘伝書は、内容的に相互に関連しており、「七ヶ条」とか「十五ヶ条」とする「秘説」は、共通した資料からの派生と考えられる。

3、△三箇の大事は、兼良によって創始されたのではなく、かなり早くから存在していたようで、彼自身も『源語秘訣』に述べているように、相伝者の一人にしかすぎなかった。その伝えられたのは、古今集などの秘説とともに、二条家においてであつたらう。

4、兼良は若い頃から源氏物語の講釈を重ね、その講義用のノートの蓄積があつた。応仁の大乱によって、京都から奈良に身を移した兼良は、将来への危機的な不安もあつて、早くから志していた源氏学の集大成をこの際果たすことにした。その新しく企図した注釈書の作成過程において、文明二年に二条家の秘伝書も資料の一つとして相伝した。

5、文明三年三月、大内政弘から注釈書を求められた兼良は、彼の継承した秘伝書中の△三箇の大事と△十ヶ条の口伝を併せて「花鳥口伝抄」を編纂して送付した。その折、『花鳥余情』はまだ作成途中ではあつたが、彼の念頭にはこの十三ヶ条の「花鳥口伝抄」を、「別紙」として伝授していくことを考えていた。なお「口伝抄」は、「花鳥口伝抄」を簡略化し、政弘本とは別ルートで伝授された秘伝書である。

6、「花鳥口伝抄」に用いられた△十ヶ条の口伝は、今川範政の『源氏物語提要』に用いたのと共通する資料であつた。兼良は当時横溢する「秘説」を、整理統合しようとする進取的な意図があつてのことではなく、かなり中世の秘伝思想に支えられた他律的なものであつた。

7、文明四年に『花鳥余情』が成立した段階で、兼良は十三ヶ条であつた△別紙の伝授を、十五ヶ条に整理し直し

て『源語秘訣』とした。この秘伝書は、その後源氏物語伝授の中心的な存在となり、冬良などによって項目も増補された伝本が生まれるにいたる。

8、兼良は『花鳥余情』作成の資料として、為家撰とする「紫明抄」のほかに、『提要』とも共通する「十ヶ条の口伝」や和歌の評釈なども相伝していたであろう。彼は受け入れることによって自説となつたそれらの資料を、『花鳥余情』の注記に次々と用いていた。〈今案〉とあるのも、兼良の自説ではなく、すでに二条家伝来の「紫明抄」に存在していたのであって、彼はそのまま継承したにすぎない。

『花鳥余情』は兼良の作成した源氏物語の注釈書ではあるが、だからといってすべてが彼のオリジナルな発想によってできあがった注記だとは言えない。実隆の『細流抄』には、宗祇や肖柏の説が色濃く投影しているように、兼良の源氏学には二条家の「秘説」が大きく関与しているのは確かである。しかし、個々の注記はそうであっても、トータルとしての『花鳥余情』はやはり兼良の著作であつて、その研究史に占める位置はけつして揺らぐことはあり得ないのだ。このように、一つの注釈書の出現するにいたるまでには、外面的にはおしはかれない、複雑な事情が隠されていることを、今さらながら痛感するのである。

注

(1) この本については、これまで井上宗雄「中古和歌資料を含む叢書類・和歌合集」(「国文学研究」二十九集、昭和三十一年三月)・稲賀敬二著『源氏物語の研究』(昭和四十二年刊、三〇七頁)によって、紹介されたり、一部言及されたことがある。

(2) 藤原敏行を交野の少将と称した資料はほかに見あたらないし、また物語のモデルとするのも、これまでまったく知られ

ていない。右近を「交野姫」になぞらえるなど興味ある問題だが、これらは別の機会に譲ることにしたい。

- (3) 桂泰蔵「別本紫式部日記と式部伝説」(『文学』昭和八年四月)

- (4) 秘説の発生および家周辺の秘説については、別稿「源氏物語の秘説―その発生期についての覚え書き―」(『中世文芸叢書別巻三』昭和四十八年一月刊)で述べたことがある。

- (5) 橋本進吉「源氏物語千鳥抄について」(『国語と国文学』昭和十四年十月号、『伝記・典籍研究』昭和四十七年刊所収)

- (6) 今井源衛「松平文庫本『光源氏一部謄』翻刻(E)(F)」(『文学研究』第六十二・六十四・六十七輯)

- (7) 拙稿「桐壺愚抄と細流抄」(『国語国文』昭和四十七年五月)

- (8) 「梅庵古筆伝」によると、兼良は一条家の家司であった冷泉持為から三代集の秘説を学んだという。すると彼は冷泉家の立場かというところでもなく、「詠歌大概抄」では二条家の歌学を正統と認めていたらしく、しかも彼自身二条派の歌人であった。ただ、『和歌秘書集』の秘伝書の場合は、二条家から直接相伝したのではなく、祖父良基あたりからのルートであった。だからこの秘伝書については、二条家との交渉は考えなくてもよいと思うが、しかしこれ以外の源氏物語の解釈や秘説などに関しては、二条家はもちろんのこと、冷泉家からの入手も充分想定してよいだろう。

- (9) 横井金男著『古今伝授沿革史論』(昭和十八年刊、一七六頁)

- (10) 片桐洋一「冷泉家藏草子目録について」(『和歌史研究会会報』8号、昭和三十七年十二月)

- (11) 片桐洋一著『中世古今集注釈書解題一』(昭和四十六年刊、七三頁)

- (12) 拙稿「源氏物語目録歌―その成立と源氏享受者としての甘露寺親長―」(『言語と文芸』第六十一号、昭和四十三年十一月)

- (13) 「花鳥余情」に〈別にしるすべし〉とする注記は十五箇所あるが、十五ヶ条の『源語秘訣』とは一例重ならない。即ち〈女房男の指貫きたる事〉(夕顔)には何も書かれず、〈かつらの院の事〉(松風)の方に〈別注〉と記されるのだ。ただ、

増補本では後者の注記も加えられるようになる。笹瀬一雄・伊井春樹共編『源語研究資料集』(碧冲洞叢書第八十七輯、昭和四十四年二月刊)の『源語秘訣』の解説を参照されたい。

(14) 稲賀敬二著『源氏物語の研究』、第三章第三節「源氏物語提要と諸注釈書」

(15) 「花鳥余情における『今案』説について―花鳥余情の成立事情―」(「北九州工業高等専門学校研究報告」第六号、昭和四十八年一月)

(16) 注(4)に同じ

〈付記〉 本稿は、昭和四十八年度文部省科学研究費(一般研究D)による成果の一部である。